



久井の岩海

第4章 望ましい環境像と 環境目標・取組

【第4章の内容】

この章では、「第2章 三原のすがた」、「第3章 環境基礎調査」から環境の現状や課題などを踏まえ、関連計画と整合を図りながら望ましい環境像を設定します。また、その環境像を実現させるため、環境項目ごとに目標と施策を設定するとともに、主体別に取組を示しています。

第1節 望ましい環境像

第2節 環境目標

第3節 環境施策と主体別取組

第4節 事業別環境配慮指針

第4章 望ましい環境像と環境目標・取組

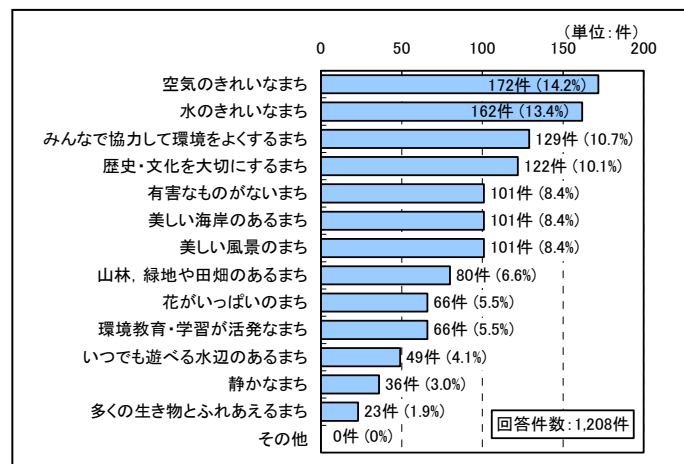
第1節 望ましい環境像

1 市民が求める望ましい環境像

本市は、広島県のやや東部に位置し、温暖・小雨な気候で、南部の瀬戸内海海岸地域と北部の山地・丘陵地域が織りなす多様な自然を有しています。このため、身近に河川・海岸の水辺や山林・里山の緑など豊かな自然にふれあうことができるまちです。

平成18(2006)年10月に行った市民アンケート調査においても、三原市の望ましい環境像は「空気のきれいなまち」、「水のきれいなまち」、「みんなで協力して環境をよくするまち」、「歴史・文化を大切にす

るまち」、「有害なものがないまち」、「美しい海岸のあるまち」、「美しい風景のまち」が上位を占めています。現在では、都市化による山林の荒廃や水質汚濁などが発生し、市民から山林・里山の管理や公害防止対策が十分でないとの意見があります。

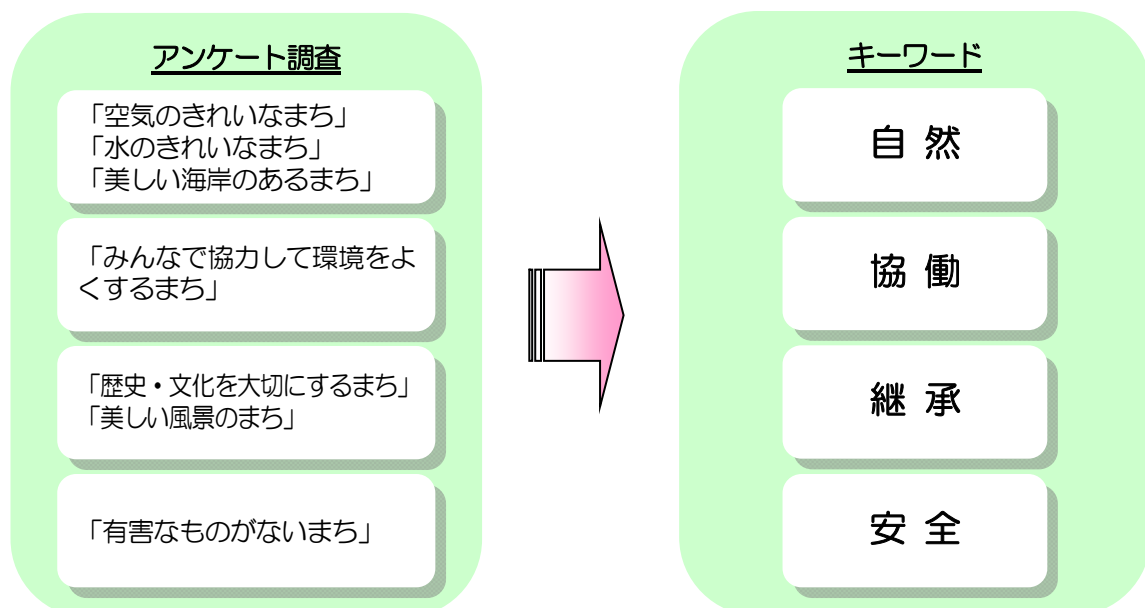


市民アンケート：三原市の望ましい環境像

本市の魅力である豊かな自然を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、私たちの責務であるとともに、環境が有限なものであることを深く認識し、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が協力して環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組む必要があります。

2 望ましい環境像のキーワード

市民が求める望ましい環境像から「自然」、「協働」、「継承」、「安全」のキーワードを選んでいます。



3 望ましい環境像

望ましい環境像は、良好な環境を次世代へ継承するため、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が協働して、めざすべき方向を設定するもので、将来の本市のあるべきすがたを表したものです。

本市では、三原市長期総合計画の将来像である「海・山・空 夢ひらくまち」や三原市環境基本条例、さらに市民が求める望ましい環境像を踏まえ、「三原市の望ましい環境像」を次のとおり設定します。

望ましい環境像

一人ひとりが輝く 環境共生都市 みはら

～みんなの協働により 自然と共生する快適で安全なまちを次世代へ～

「一人ひとりが輝く」の意味は

市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が協働し、積極的にふれあい、環境保全活動へ参画するすがたは、一人ひとりが輝いているという意味です。

「環境共生都市」の意味は

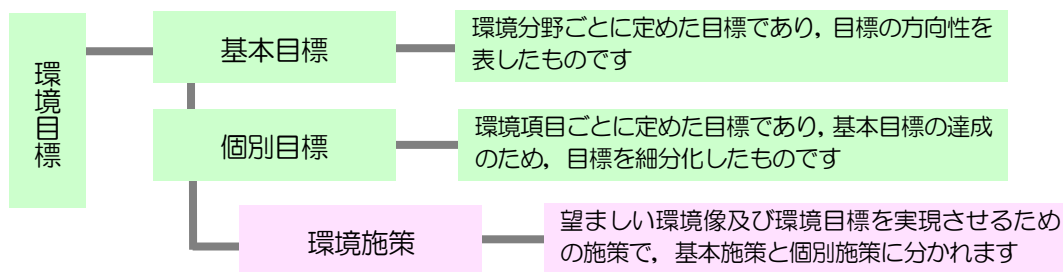
恵まれた自然環境や誰もが安心して安全に暮らすことができる生活環境を確保し、環境負荷の軽減、自然との共生、アメニティ（環境の快適さ）の創出など質の高い環境都市という意味です。

「みんなの協働により 自然と共生する快適で安全なまちを次世代へ」の意味は

市民が求める望ましい環境像のキーワードである「自然」、「協働」、「継承」、「安全」を踏まえ、主体別にそれぞれが協働して、環境の保全及び創造に努め、豊かな自然を将来の世代に継承していくという意味です。

第2節 環境目標

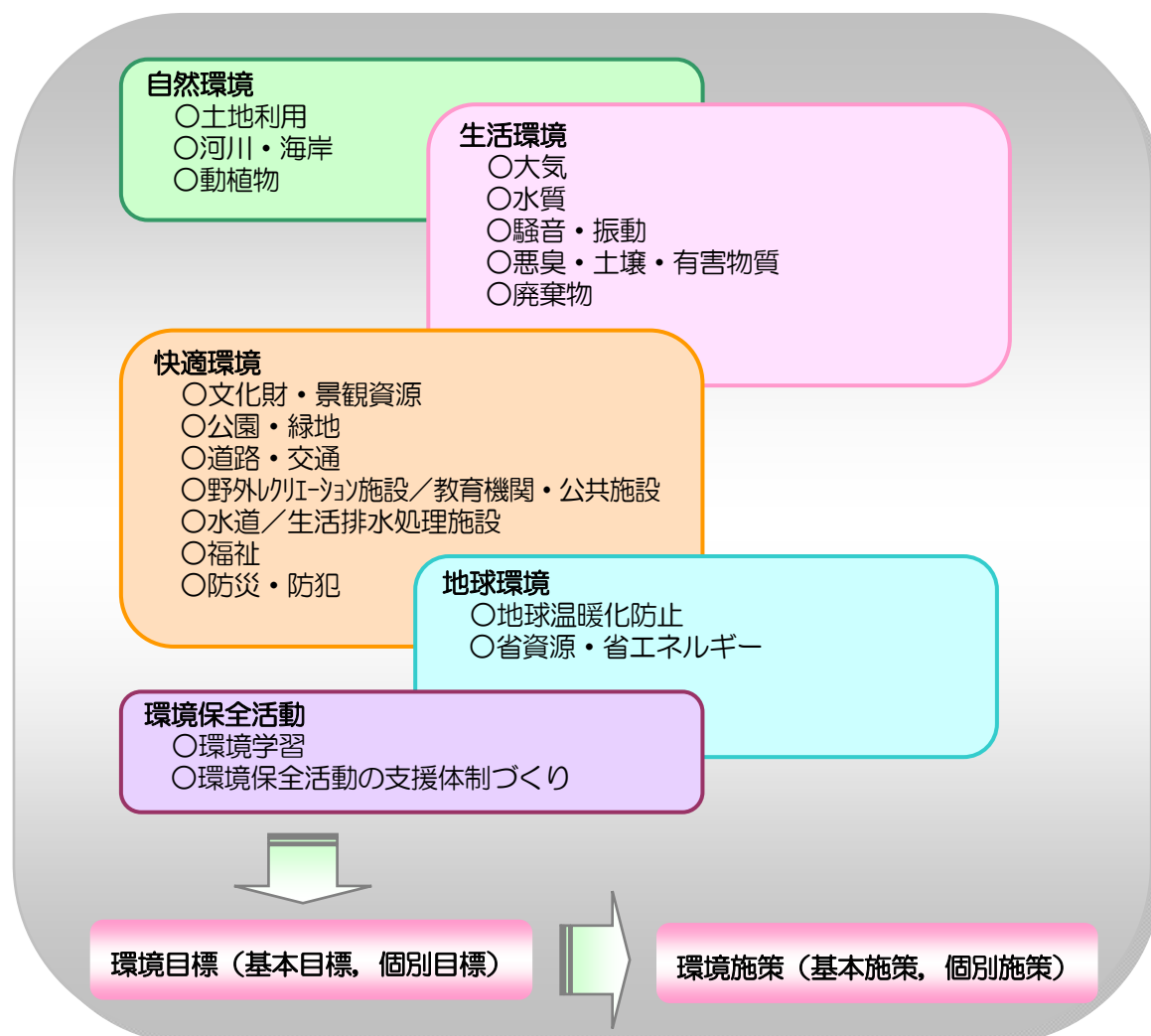
環境目標は、本市の望ましい環境像を具体的に実現するための目標であり、環境分野ごとに定めた基本目標とこれを達成するための個別目標に分けます。



1 目標の設定

基本目標は、本市の望ましい環境像を実現させるためのもので、環境分野ごとに定めた目標です。本市の環境範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」、「環境保全活動」の5つの分野に分類し、基本目標を設定します。

また、個別目標は、環境項目別に設定するとともに、目標達成に向けた環境施策を設定します。



2 基本目標と個別目標

◆自然環境

自然環境では、農地、山林の保全に対する意識啓発や豊かな里山、田園を次世代へ継承するとともに、多様な動植物とふれあえるように基本目標を「自然と共生するまちづくり」と設定します。

また、本市の地形は、南部において、沼田川流域の平野と瀬戸内海が広がり、北部では、世羅台地の一部をなす丘陵状の平地が広がっており、自然の多様性を有しています。これらの自然環境を保全するため、環境項目ごとに個別目標及び基本施策を設定します。

基本目標：自然と共生するまちづくり

環境項目	個別目標	基本施策
土地利用	豊かな山林・田園のあるまちをめざします	山林・農用緑地の保全
河川・海岸	美しい河川・海岸のあるまちをめざします	河川・海岸などの水辺の保全
動植物	多様な動植物とふれあえるまちをめざします	動植物の保全

◆生活環境

生活環境では、大気、水質、騒音・振動、悪臭・土壌・有害物質、廃棄物など、環境への負荷低減に努め、循環型社会を形成するように基本目標を「生活に潤いのあるまちづくり」と設定します。

また、私たちの健康や生活環境の被害を防止し、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の公害のない生活、廃棄物の減量化や適正処理、不法投棄の防止など、潤いのある生活をおくるため、環境項目ごとに個別目標及び基本施策を設定します。

基本目標：生活に潤いのあるまちづくり

環境項目	個別目標	基本施策
大気	さわやかな大気環境のまちをめざします	大気汚染の防止
水質	清らかな水環境のまちをめざします	水質汚濁の防止
騒音・振動	静かなくらしができるまちをめざします	騒音・振動の防止
悪臭・土壌・有害物質	有害物質のない健康で快適なまちをめざします	悪臭・土壌汚染の防止と有害物質対策
廃棄物	ごみの適正処理と循環利用ができるまちをめざします	廃棄物対策

◆快適環境

快適環境では、道路環境や水道整備などの社会基盤整備，社会福祉，防災・防犯などを充実させ，健康で安全・安心して暮らせるように基本目標を「快適で安全なまちづくり」と設定します。

また，私たちが受け継いできた文化財，史跡の次世代への継承や美しい自然，まちなみや里山の風景などの景観資源を大切にしながら，私たちが快適で便利，安全で安心な生活をおくるため，環境項目ごとに個別目標及び基本施策を設定します。

基本目標：快適で安全なまちづくり

環境項目	個別目標	基本施策
文化財・景観資源	歴史・文化を大切にするまち，美しい風景のあるまちをめざします	文化財の保全と美しい景観の保全・創出
公園・緑地	やすらぎ空間のあるまちをめざします	公園・緑地の整備
道路・交通	環境にやさしい交通のまちをめざします	道路環境の整備
野外レクリエーション施設／教育機関・公共施設	利用しやすい公共施設があるまち，いつも親しめる水辺や自然のあるまちをめざします	自然と親しむレクリエーション施設と環境学習体制の整備
水道／生活排水処理施設	健全な水環境のまちをめざします	水道整備と生活排水処理施設整備の推進
福祉	健やかに暮らせるまちをめざします	社会福祉の充実
防災・防犯	安全・安心なまちをめざします	防災・防犯対策の推進

◆地球環境

地球環境では，深刻化する地球温暖化の問題やオゾン層保護などの取組と限りある資源の有効活用，省資源・省エネルギーへの実現のため，基本目標を「地球にやさしいまちづくり」と設定します。

また，地球環境問題の中で，生活に密接に関係する地球温暖化防止と省エネルギー化をめざすため，環境項目ごとに個別目標及び基本施策を設定します。

基本目標：地球にやさしいまちづくり

環境項目	個別目標	基本施策
地球温暖化防止	地球にやさしいまちをめざします	地球温暖化防止への取組
省資源・省エネルギー	循環型社会のまちをめざします	省資源・省エネルギー対策

◆環境保全活動

環境保全活動では、環境学習や環境ボランティア活動など市民、市民団体、事業者、行政（三原市）がお互いに連携・協働していくように基本目標を「ともに参画するまちづくり」と設定します。

また、私たちが、望ましい環境像を実現していくためには、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が協働により環境の保全・創造に取り組む必要があります。環境学習、環境情報の提供などの推進のため、環境項目ごとに個別目標及び基本施策を設定します。

基本目標：ともに参画するまちづくり

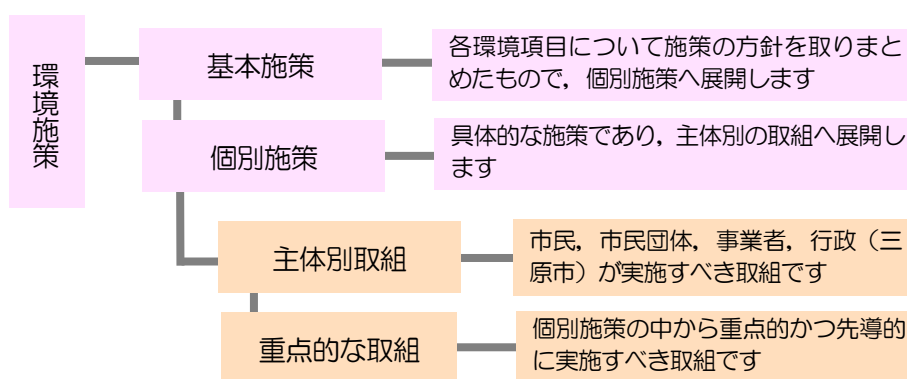
環境項目	個別目標	基本施策
環境学習	環境意識の高いまちをめざします	環境学習と地域・個人での環境問題への取組推進
環境保全活動の支援体制づくり	環境保全活動にみんなが参画し、協働できるまちをめざします	市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進

第3節 環境施策と主体別取組

1 環境施策

環境施策は、望ましい環境像及び環境目標を実現させるためのもので、基本施策、個別施策から成り立ちます。基本施策は、各環境項目について施策の方針を取りまとめたもので、個別施策は、それに基づき、各課題から施策を展開したものです。

また、主体別取組は、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）の各主体が実施する取組で、重点的な取組は、個別施策の中から市民の関心が高く、先導的に実施すべき取組とします。



2 環境体系図

望ましい環境像

環境目標

基本目標

環境項目

協働

自然

安全

継承

一人ひとりが輝く 環境共生都市 みはら
 ～ みんなの協働により 自然と共生する快適で安全なまちを次世代へ ～

自然環境

自然と共生するまちづくり

生活環境

生活に潤いのあるまちづくり

快適環境

快適で安全なまちづくり

地球環境

地球にやさしいまちづくり

環境保全活動

ともに参画するまちづくり

土地利用

河川・海岸

動植物

大気

水質

騒音・振動

悪臭・土壌・
有害物質

廃棄物

文化財・景観
資源

公園・緑地

道路・交通

野外レクリエー
ション施設／
教育機関・
公共施設

水道／生活排
水処理施設

福祉

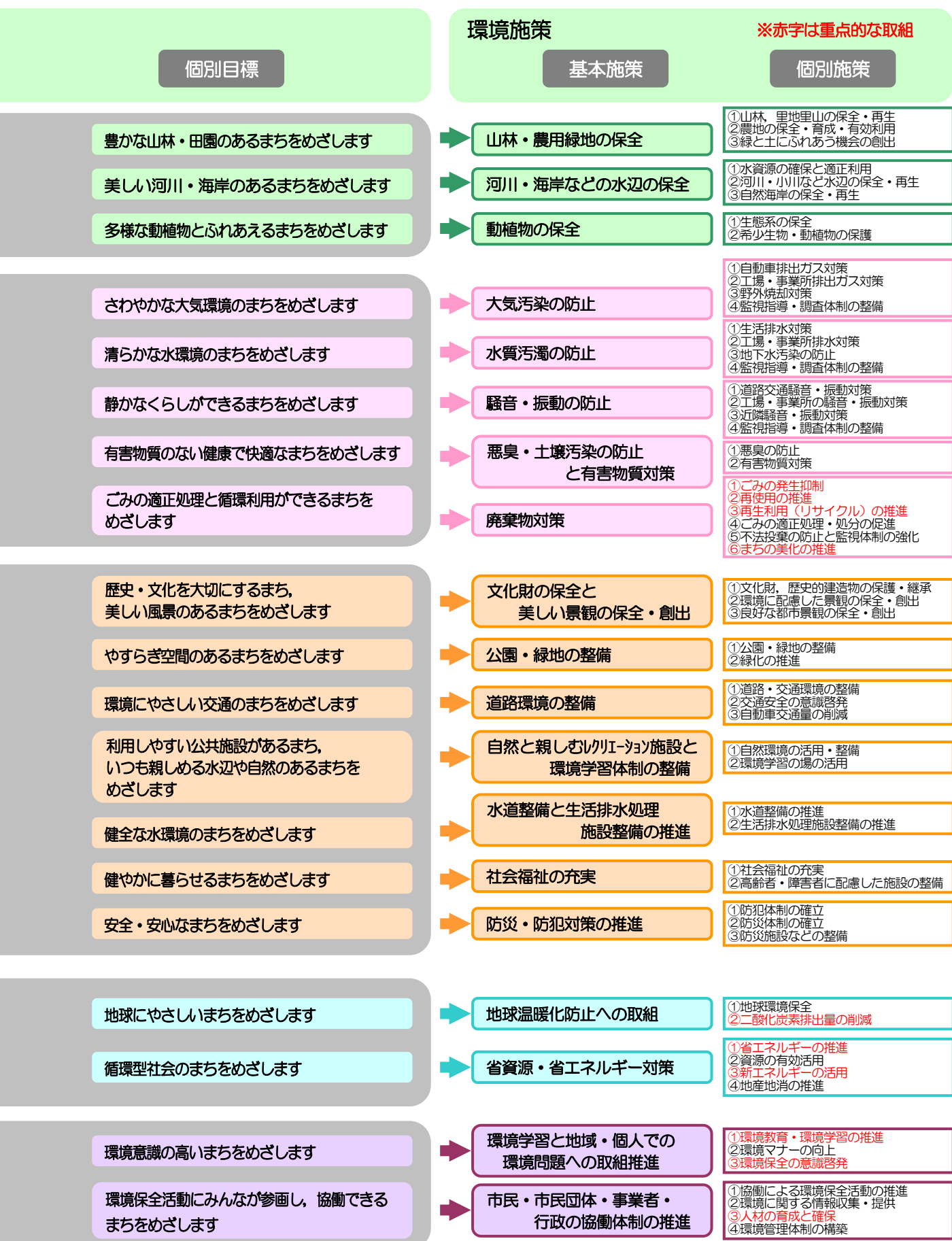
防災・防犯

地球温暖化
防止

省資源・省
エネルギー

環境学習

環境保全活
動の支援体
制づくり



3 主体別取組

本市の良好な環境を守り、次世代へ継承するためには、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が協働で環境に配慮した行動をとることが必要不可欠です。

主体別取組は、環境施策を展開させて、市民、市民団体、事業者がそれぞれの立場で取り組む目標（努力目標）と行政（三原市）が主体的に取り組む目標を整理したものです。

（1）対象環境

対象とする環境は、土地利用、河川・海岸などの自然環境、大気、水質などの生活環境、文化財・景観資源などの快適環境、地球温暖化防止などの地球環境、環境学習などの環境保全活動の5つに設定します。

（2）対象者

本計画の対象者は、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）とします。

- 市 民：市民及び通勤・通学者、旅行者・通過者等の一時滞在者
- 市民団体：主として市民により非営利の目的で組織された、ボランティア団体、自治会等、環境の保全及び創造に関する活動を行う団体
- 事 業 者：本市に工場・事業所などを置き事業活動を行っている事業者
本市を事業活動上利用する事業者
- 行 政：三原市役所及びその出先機関

（3）主体別取組の考え方

主体別取組は、本市の課題に対応し、各主体がそれぞれ実行可能とされる取組・行動を整理したものです。本市の環境を保全・創出・継承していくため、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）がそれぞれ役割分担を行い、取り組んでいくことが重要です。

市民の取組：環境基礎調査結果から○は市民、●は市民団体も含まれる取組とします。

事業者の取組：環境基礎調査結果から◇で表しています。

行政（三原市）の取組：今すぐできるもの、行うのに時間がかかるものなどが混在しているため、短期目標（A）、中期目標（B）、長期目標（C）と設定します。

- 短期目標（A）：平成 19(2007)年度時点で実施しているものや継続して取り組む項目
- 中期目標（B）：5年後の平成 24(2012)年度で、実施完了または実施中の項目
（平成 20～24(2008～2012)年度実施予定）
- 長期目標（C）：10 年後の平成 29(2017)年度で、実施完了または実施中の項目
（平成 25～29(2013～2017)年度実施予定）

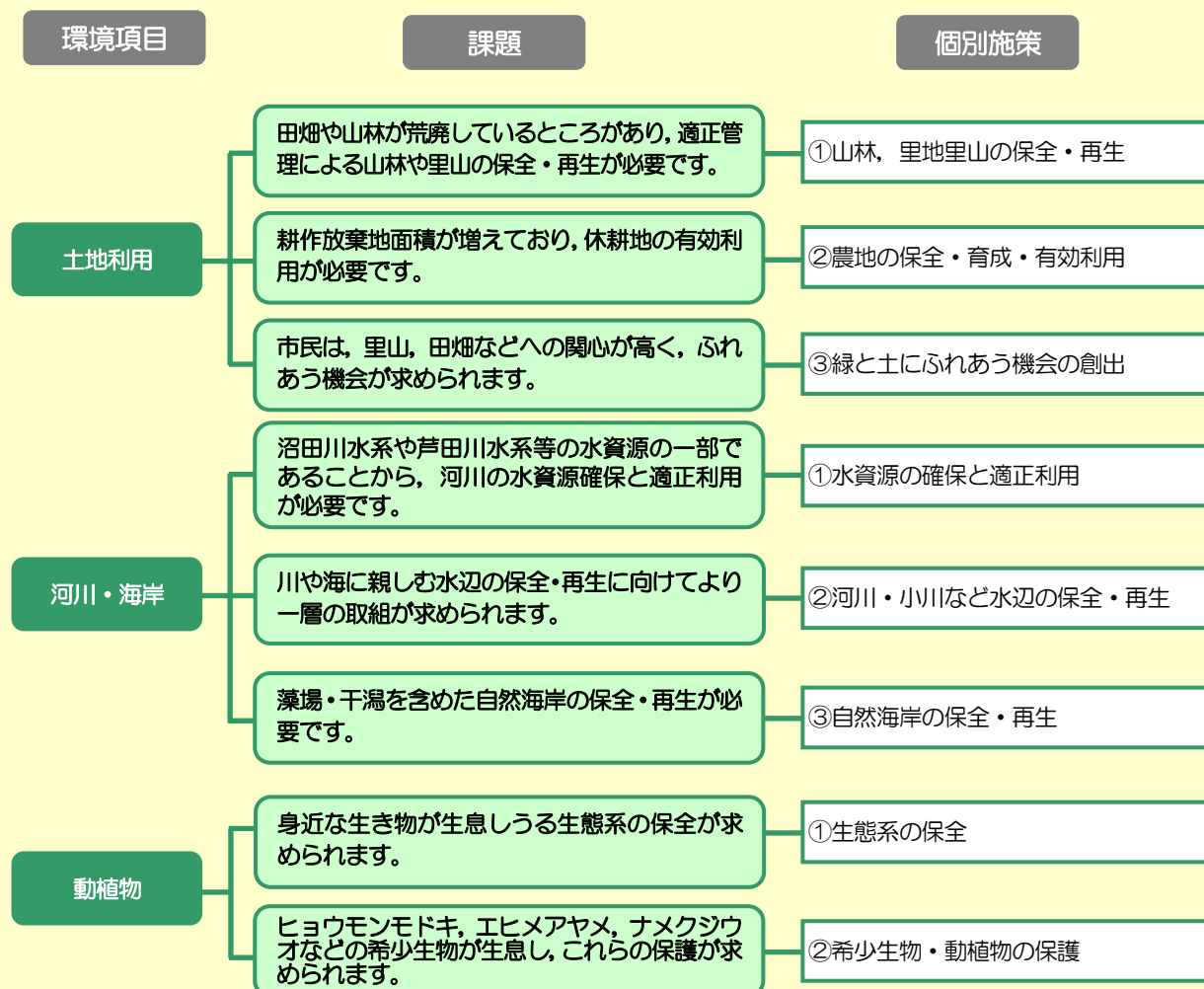
（4）指標の設定

指標は、本計画を進行管理する上で、達成状況を評価するために必要です。このため、環境項目ごとに指標を設定し、現状の値と数値目標については、現在、公表できる項目を整理します。

4 自然環境における個別施策と主体別取組の内容

自然環境での個別施策は、環境項目ごとの課題を踏まえて展開するとともに、取組は、主体別に設定します。

自然環境での課題に対する個別施策は次のとおりです。



(1) 土地利用

【基本施策】 山林・農用緑地の保全

市民：○は市民、●は市民団体も含みます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成 19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成 20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：山林、里地里山の保全・再生

山林や里地里山の保全・再生については、市民、事業者を意識啓発を行うとともに、山林の適正管理を推進していきます。平成 19(2007)年度からスタートした「ひろしまの森づくり県民税※」を財源とした事業を活かして、山林の保全・再生を進めていきます。また、松枯れや竹林の拡大など荒廃する山林、里地里山の環境や開発事業による自然の減少などの問題について、自然環境調査結果の公表などにより広く関心を促します。

市民の取組

- 身近な山林、里地里山の手入などを行うボランティア活動への参加、協力、募集
- 二酸化炭素の吸収、水源かん養※、国土保全機能などを有する森林の大切さへの理解

事業者の取組

- ◇ 身近な山林、里地里山の手入などを行うボランティア活動への支援
- ◇ 森林の大切さを学習する機会への参加、協力、提供
- ◇ 間伐・枝打ちの適正施業と間伐材などの有効利用の推進

行政（三原市）の取組

- A 身近な山林、里地里山の手入などを行うボランティア活動を支援する。
- A 山林の保全・再生に対する意識啓発を行う。
- A 自然や生態系などに配慮した事業を推進する。
- A 間伐・枝打ちの適正施業と間伐材の有効利用を促進する。
- B 自然環境調査の結果を広く公表する。



◆個別施策②：農地の保全・育成・有効利用

農地は、生産基盤や水源かん養の機能に加え、営農活動と調和して多様な生物が生息する空間です。しかし、最近では、農業従事者の減少や後継者不足などにより、休耕地や荒廃農地が増えています。休耕地などの有効活用を行うとともに、生産性との調和を図りながら、環境に与える負荷をできる限り低減していく環境保全型の農業を奨励します。

市民の取組

- 有機農法や無農薬栽培など、環境保全型農業※への取組
- 新規就農者、後継者育成への協力
- 有害鳥獣類による農業被害の現状把握への協力

事業者の取組

- ◇ 有機農法や無農薬栽培など、環境保全型農業の推進
- ◇ 家畜のふん尿などの再利用・再資源化
- ◇ 新規就農者、後継者育成への支援
- ◇ 田畑の保全、休耕地や荒廃農地の拡大防止と有効利用



行政（三原市）の取組

- A 有機農法や無農薬栽培など、環境保全型農業を推進する。
- A 新規就農者、後継者を支援する。
- A 田畑の保全、休耕地や荒廃農地の拡大防止、有効利用に努める。
- A 農業塾や講習会を開催する。
- B 農産物の生産地を保全、育成する。

◆個別施策③：緑と土にふれあう機会の創出

里山、田畑とのふれあいは、市民の関心が高く、自然環境の大切さを再認識するよい機会となります。近郊の山林、未利用農地などを有効に利用して、山林や農地の保全・再生に対する意識啓発を行います。

市民の取組

- 休耕地や荒廃農地の再生、農業の手助けなどを行うボランティア活動への参加、協力、募集
- 家庭菜園での緑とのふれあい
- 自然とふれあえるイベントや自然観察会などへの参加、協力

事業者の取組

- ◇ 休耕地や荒廃農地の再生、農業の手助けなどを行うボランティア活動への支援
- ◇ 近郊の山林、未利用農地など、緑や土とふれあう場への参加、協力、提供
- ◇ 自然とふれあえるイベントや自然観察会などへの参加、協力、開催

行政（三原市）の取組

- A 休耕地や荒廃農地の再生、農業の手助けなどを行うボランティア活動を支援する。
- A 近郊の山林、未利用農地など、緑や土とふれあう場を整備する。
- A 休耕地を利用した市民農園、学校農園を普及させる。
- A 学校林や休耕地などについての情報収集・提供を行う。

指標の設定

農用地面積、山林面積、植林面積、間伐実施面積、荒廃林面積、耕作放棄地面積、森林ボランティア団体の数、緑の募金総額

【荒廃林・耕作放棄地面積の減少、森林ボランティア活動の活発化】

森林・農地の保全に対する関心を高めるとともに、山林の適正管理を推進し、休耕地の拡大及び農地の荒廃を防ぎます。

現
状

◆農用地面積	：平成 17(2005)年度	4,675 ha	(4,752 ha)
◆山林面積	：平成 18(2006)年度	31,369 ha	(31,580 ha)
◆耕作放棄地面積	：平成 17(2005)年度	438 ha	(835 ha)
◆緑の募金総額	：平成 18(2006)年度	272 万円	(252 万円)
◆森林ボランティア団体の数	：平成 19(2007)年度	3 団体	(6 団体)
◆緑の少年団の数	：平成 19(2007)年度	4 団体	(7 団体)
◆市民農園	：平成 19(2007)年度	三原市直営 2カ所 36 区画	(3ヶ所)
		三原農業協同組合 1カ所 54 区画	(1ヶ所)

※ () 内は平成 25(2013)年度

(注) 市民農園は農業委員会に届出のある数を示す。

(2) 河川・海岸

【基本施策】 河川、海岸など水辺の保全

市民：○は市民、●は市民団体も含みます

事業者：◇で表しています

行政（三原市）：

(A) 平成 19(2007)年度時点で実施・継続

(B) 平成 20～24(2008～2012)年度実施予定

(C) 平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：水資源の確保と適正利用

本市では、最も大きな流域面積を占める沼田川水系や他市町の水資源となっている芦田川水系の水質保全に取り組むとともに、水源かん養林の育成などにより、流域全体で貯留浸透・かん養能力の保全と向上に努めます。

市民の取組

- 水源かん養林、湧水を守るための協力
- 雨水貯留槽設置など、雨水・再生水などの利用
- 地下水の適正利用
- 台所、トイレ、風呂などの節水を意識した水利用



事業者の取組

- ◇ 水源かん養林の育成と水資源の保全対策への協力
- ◇ 工場・事業所排水、雨水などの有効利用
- ◇ 雨水の地下浸透の機能がある透水性舗装※の利用
- ◇ 地下水の適正利用

行政（三原市）の取組

- A 水源かん養林の育成と水資源の保全対策を行う。
- A 地下水の適正利用を呼びかける。
- B 雨水貯留槽設置など、雨水・再生水などの利用を推進する。

◆個別施策②：河川・小川など水辺の保全・再生

河川や小川などの水辺は、市民の憩いの場や生物の生息空間となりますが、手入れが行き届いてなかったり、ごみが散乱していたりすると、生物の生息環境に影響を及ぼします。このため、河川や小川の水質保全を図るための清掃活動や意識啓発を行います。

市民の取組

- 河川や小川の草刈りなどを行うボランティア活動への参加、協力、募集
- 河川敷の利用のマナー、環境美化への理解
- 川を美しく保つための美化キャンペーンへの参加、協力
- 自然とふれあえるイベントや水辺教室などへの参加、協力



事業者の取組

- ◇ 河川や小川の草刈りなどを行うボランティア活動への支援
- ◇ 川を美しく保つための美化運動への協力、開催
- ◇ 自然とふれあえるイベントや水辺教室などへ参加、協力、提供

行政（三原市）の取組

- A 河川や小川の草刈りなどを行うボランティア活動を支援する。
- A 川を美しく保つための美化運動と不法投棄監視パトロールを実施する。
- A 自然とふれあえるイベントや水辺教室などを開催する。
- A 自然環境調査の結果を広く公表する。
- B 河川改修などを行う際は、自然にやさしい体系的整備や、自然材料の使用に努める。

◆個別施策③：自然海岸の保全・再生

本市は人工海岸の占める割合が高く、自然海岸は佐木島など島しょ部に残るのみです。現存する藻場・干潟・砂浜の保全・再生を推進するとともに、自然海岸保全に関する専門家などを招いて、自然海岸の保全について意識啓発を行います。

市民の取組

- 藻場・干潟・砂浜の保護・保全などを行うボランティア活動への参加、協力、募集
- 海岸の状況や、生物の生息状況の情報収集・提供

事業者の取組

- ◇ 藻場・干潟・砂浜の保護・保全などを行うボランティア活動への参加、協力、支援

行政（三原市）の取組

- A 藻場・干潟・砂浜の保護・保全などを行うボランティア活動を支援する。
- A 自然海岸の保全・再生に対する意識啓発を行う。
- B 自然環境調査の結果を広く公表する。
- C 自然海岸保全に関する専門家や環境保全アドバイザーなどの人的支援を推進する。

指 標 の 設 定

多自然型護岸の整備延長、 自然海浜保全地区面積、藻場面積、干潟面積

【美しい河川・海岸のあるまち】

生活に密着した親しみやすい水辺空間を守ります。

現
状

- ◆干潟面積（5ha 以上）：平成 12(2000)年度 16 ha（3カ所）
：平成 25(2013)年度 16 ha（3カ所）

(3) 動植物

【基本施策】 動植物の保全

市民：○は市民、●は市民団体も含みます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成 19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成 20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：生態系の保全

生態系の乱れは、気温の変化、ペットの野生化や外来生物※の侵入などの環境異変により引き起こされ、動植物への影響が懸念されます。また、開発事業においては、ホタルなど身近な生き物が減少していることから自然や生態系に配慮した事業を推進します。

市民の取組

- 外来生物や園芸種※、ペットなどの適正な管理
- 野生生物への餌付けの禁止
- 野生動物の捕獲や草花採取の抑制
- ホタルや川魚など身近な生き物が棲める水環境保全への協力

事業者の取組

- ◇ 自然や生態系に配慮した事業の推進

行政（三原市）の取組

- A 外来生物の対策など生態系の保全を行う。
- A 自然や生態系に配慮した事業を推進する。
- A 生態系の保全に対する意識啓発を行う。



◆個別施策②：希少生物・動植物の保護

本市では、希少生物が多数確認されているため、これら動植物の保護が必要です。希少生物についての情報収集・提供を行い、保護活動を推進します。また、野鳥、昆虫、魚類など身近な生物を保護するとともに、保護活動団体の育成、支援を行います。

市民の取組

- 動植物の保護活動を行うボランティア活動への参加、協力、募集
- 希少生物・動植物の生息状況の情報収集・提供

事業者の取組

- ◇ 動植物の保護活動を行うボランティア活動への参加、協力、支援
- ◇ 希少生物の生育地・生息地に配慮した事業の推進

行政（三原市）の取組

- A 動植物の保護活動を行うボランティア活動を支援する。
- A 希少生物・動植物の保護に対する意識啓発を行う。
- A 希少生物の生育地・生息地に配慮した事業を推進する。
- B 自然環境調査の結果を広く公表する。

指 標 の 設 定

ビオトープの設置数、動植物生息調査実施数、希少生物の確認数、有害鳥獣捕獲出動回数、鳥獣保護区等面積、野生生物の生息種数

【ビオトープの整備、動植物生息状況調査の実施、生物多様性の確保】

保護地域の指定やビオトープの整備を行い、生物多様性の確保及びふれあう機会の創出を図ります。また、希少生物の生息状況について、実態調査を行います。

現 状	◆希少生物の確認数	陸域植物	：平成 16(2004)年度までの調査報告	69 種
		陸域動物	：平成 16(2004)年度までの調査報告	80 種
		海域動物	：平成 13(2001)年度までの調査報告	3 種
	◆有害鳥獣捕獲出動回数		：平成 18(2006)年度	163 回
			：平成 25(2013)年度	616 回

5 生活環境における個別施策と主体別取組の内容

生活環境での個別施策は、環境項目ごとの課題を踏まえて展開するとともに、取組は、主体別に設定します。

生活環境での課題に対する個別施策は次のとおりです。

環境項目	課題	個別施策
大気	自動車や工場・事業所からの排出ガスやばい煙によって、環境基準を達成していない箇所があり、排出ガス対策が必要です。	①自動車排出ガス対策 ②工場・事業所排出ガス対策
	野外焼却に対する苦情が多く、野外焼却に関する適正な指導の徹底が必要です。	③野外焼却対策
	市民は、事業者、行政に対して、大気汚染に対する取組強化を求めており、監視指導・調査体制の整備が必要です。	④監視指導・調査体制の整備
水質	生活排水や工場・事業所からの排水によって、環境基準を達成していない箇所があり、下水道整備などの排水対策が必要です。	①生活排水対策 ②工場・事業所排水対策
	地下水水質調査において環境基準を達成していますが、今後とも地下水汚染の未然防止が必要です。	③地下水汚染の防止
	市民は、事業者、行政に対して、水質汚濁に対する取組強化を求めており、監視指導・調査体制の整備が必要です。	④監視指導・調査体制の整備
騒音・振動	自動車や工場からの騒音・振動が発生し、環境基準を達成していない箇所があり、騒音・振動対策が必要です。	①道路交通騒音・振動対策 ②工場・事業所の騒音・振動対策
	近隣住宅からの騒音が問題となっており、マナー向上などの対策が求められます。	③近隣騒音・振動対策
	市民は、事業者、行政に対して、騒音・振動に対する取組強化を求めており、監視指導・調査体制の整備が必要です。	④監視指導・調査体制の整備
悪臭・土壌・有害物質	不法投棄や水路・側溝からの悪臭が問題として挙げられており、悪臭防止対策が必要です。	①悪臭の防止
	野外焼却への苦情が多く、悪臭や土壌汚染などを防止するために適正な指導の徹底が必要です。	②有害物質対策
廃棄物	市民、事業者、行政の協働によるごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進が必要です。	①ごみの発生抑制 ②再使用の推進 ③再生利用(リサイクル)の推進
	市民が市民団体、事業者、行政に期待することでごみの適正処理に関する取組強化が求められます。	④ごみの適正処理・処分の促進
	ごみの不法投棄に関して継続した取組強化が必要です。	⑤不法投棄の防止と監視体制の強化
	ごみのポイ捨てや歩きタバコなどの迷惑行為の規制によるまちの美化が求められます。	⑥まちの美化の推進

(1) 大気

【基本施策】 大気汚染の防止

市民：○は市民、●は市民団体も含まれます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：自動車排出ガス対策

排出ガスには、大気汚染の原因となる物質が含まれるため、測定局を設置し観測を行っています。本市では、環境基準が達成できていない測定項目があります。

エコドライブの実施や公共交通機関の利用を促進し、自動車からの排出ガスの削減を行うとともに、交通渋滞の緩和対策を行い、きれいな大気環境づくりをめざします。

市民の取組

- アイドリング・ストップの実施
- エコドライブの実施（空ぶかし、急発進・急加速の自粛）
- タイヤの空気圧、エアフィルタの交換など車の整備点検の実施
- 近場の移動における徒歩や自転車の利用
- 相乗り、ノーカーデー運動への参加、協力
- 公共交通機関の活用
- 低公害車や低燃費車の購入や使用の推進



事業者の取組

- ◇ 自動車排出ガスの負荷低減の推進
- ◇ 効率のよい運行ルート、物流拠点の整備、物品の一括購入など、物流の合理化の推進
- ◇ 低公害車や低燃費車の購入や使用の推進

行政（三原市）の取組

- A 自動車排出ガスの負荷低減を推進する。
- A 低公害車や低燃費車の購入や使用を推進する。

◆個別施策②：工場・事業所排出ガス対策

工場・事業所から排出される硫黄酸化物(SO_x)※、窒素酸化物(NO_x)※、ばいじん※などは、人々の健康に影響を与えます。工場・事業所排出ガスによる大気汚染は、国、自治体が排出基準を定め、企業が対策を講じたことなどにより、近年では少し改善されましたが、引き続いて、排出ガス対策を行います。

事業者の取組

- ◇ 排出ガスの適正処理や発生抑制、排出基準の順守
- ◇ 建設作業時における大気汚染の防止に配慮した低公害型建設機械の使用
- ◇ 散水や覆いの活用などによる粉じん※の発生・飛散の防止
- ◇ 大気汚染物質の状況などの実態の把握
- ◇ 事業活動に伴う大気環境情報の公表

行政（三原市）の取組

- A 排出ガスの適正処理や発生抑制、排出基準の順守を指導する。



オリオン大星雲
(宇根山天文台撮影：冬)



◆個別施策③：野外焼却対策

野外焼却は、廃棄物処理法で禁止されています。ただし、環境省令で定める構造基準に適合した焼却炉で、環境大臣が定める方法などにより、焼却することは認められています。また、焼却行為の禁止には、風俗慣習・宗教・農業などで例外が設けられていますが、周辺の生活環境に配慮しなければならないため、指導の徹底が必要です。

市民の取組

- 野外焼却や不適正な焼却行為禁止の徹底
- 風俗慣習・宗教・農業などの例外事項の場合でも周辺に配慮した取組

事業者の取組

- ◇ 野外焼却や不適正な焼却行為禁止の徹底

行政（三原市）の取組

- A 野外焼却や不適正な焼却行為禁止を指導する。

◆個別施策④：監視指導・調査体制の整備

工場・事業所、自動車などから発生する大気汚染物質について、定期的な調査と結果の公表を行うとともに、関係機関と連携した監視・調査体制を充実させます。

市民の取組

- 大気汚染の監視指導・調査への協力

事業者の取組

- ◇ 大気汚染の監視指導・調査への協力

行政（三原市）の取組

- A 大気汚染の監視指導・調査体制を充実させる。
- A 大気汚染の定期的な調査と結果の公表を行う。
- A 大気保全に対する意識啓発を行う。

指標の設定

環境基準達成率，公害苦情件数，測定地点数

【環境基準達成率の向上，公害苦情件数の低減，酸性雨の防止，測定地点の検討】

環境基準達成率の向上などにより，快適な大気環境づくりをめざします。また，大気環境の状況を把握するために，測定地点の数や場所などについて検討を行います。

◆環境基準達成率：平成 18(2006)年度（ ）内は平成 25(2013)年度

	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	有害大気汚染物質
現	2/2 (1/1)	3/3 (2/2)	3/3 (2/2)	0/2 (0/1)	1/1 (1/1)	1/1 (1/1)

◆公害苦情件数：平成 18(2006)年度 大気汚染 0 件 (0 件)，野外焼却 29 件 (36 件)

◆測定地点数：平成 18(2006)年度（ ）内は平成 25(2013)年度

	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	有害大気汚染物質
一般局・自排局	2 (1)	3 (2)	3 (2)	2 (1)	1 (1)	1 (1)
その他	12 (12)	2 (13)	2 (一)	一 (一)	一 (一)	一 (一)

(注) 例：2/2 とは，環境基準達成箇所数／調査箇所数を表す。

(2) 水質

【基本施策】
水質汚濁の防止

市民：○は市民、●は市民団体も含みます
 事業者：◇で表しています
 行政（三原市）：
 （A）平成 19(2007)年度時点で実施・継続
 （B）平成 20～24(2008～2012)年度実施予定
 （C）平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：生活排水対策

生活雑排水が未処理のまま放流されると河川や海の汚染につながります。したがって、一人ひとりが水質保全の取組を行うことが大切です。

公共下水道施設や集落排水処理施設を整備し、水洗化率の向上に努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理を指導します。

市民の取組

- 公共下水道へのすみやかな接続
- 浄化槽の適正な維持管理
- 節水による生活排水の削減を実施
- 周辺の水路の清掃など、水環境の保全活動への参加、協力
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
- 環境にやさしい石けん、洗剤の使用、エコクッキング*などの生活排水対策の実践

事業者の取組

- ◇ 下水道処理区域内における水洗化率の向上
- ◇ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
- ◇ 浄化槽の適正な維持管理の実施
- ◇ 工場・事業所周辺の水路の清掃など、水環境の保全活動への参加、協力

行政（三原市）の取組

- A 下水道の整備を行い、下水道処理区域内における水洗化率の向上に努める。
- A 集落排水処理施設を整備する。
- A 合併処理浄化槽の整備促進のための補助を行う。
- A 浄化槽の適正な維持管理を指導する。
- B 循環型のし尿処理施設を整備する。
- C 下水道高度処理*施設を導入する。

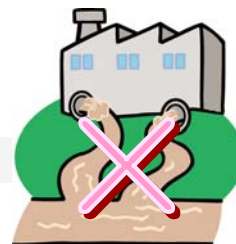
◆個別施策②：工場・事業所排水対策

工場・事業所などから排出される汚水や廃液は、人の健康に被害を及ぼす危険があります。国では、水質汚濁防止法などで、それらの排水に基準を設けて規制しています。

近年、河川では BOD（生物化学的酸素要求量）、海域では COD（化学的酸素要求量）の値が増加傾向にあり、環境基準を達成できていない測定地点があるため、引き続いて、排水対策を行います。

事業者の取組

- ◇ 水質汚濁防止対策の徹底
- ◇ 工場・事業所排水の適正処理，排水基準の順守
- ◇ 事業活動に伴う水質調査結果などの環境情報の公表



行政（三原市）の取組

- A 水質汚濁防止対策を徹底する。

◆個別施策③：地下水汚染の防止

地下水汚染の原因には，農地やゴルフ場などからの農薬，肥料，または，工場跡地からの重金属や化学物質があります。さらに，自然界における土壌中からの汚染物質などがあります。

地下水については，水質汚濁防止法や土壌汚染対策法などにより規制基準が設けられており，排水の適正処理を推進し，地下水汚染の未然防止に努めます。

市民の取組

- 地下水の大切さへの理解と過剰な汲み上げの禁止
- 農薬・肥料の適正使用による地下浸透の抑制

事業者の取組

- ◇ 工場・事業所からの排水や家畜ふん尿などの地下水浸透の防止
- ◇ 地盤沈下を防ぐために，井戸の設置規制，揚水規制の順守

行政（三原市）の取組

- A 地下浸透の未然防止に努める。
- A 工場・事業所からの排水や家畜ふん尿などの地下水浸透の防止対策を指導する。

◆個別施策④：監視指導・調査体制の整備

工場・事業所排水，生活排水などが流入する河川，海域における水質について，定期的な調査と結果の公表を行うとともに，関係機関と連携した監視・調査体制を充実させます。

市民の取組

- 水質汚濁の監視指導・調査への協力

事業者の取組

- ◇ 水質汚濁の監視指導・調査への協力

行政（三原市）の取組

- A 水質汚濁の監視指導・調査体制を充実させる。
- A 水質汚濁の定期的な調査と結果の公表を行う。
- A 水質汚濁に対する意識啓発を行う。

指 標 の 設 定

環境基準達成率，公害苦情件数，測定地点数

【環境基準達成率の向上，公害苦情件数の低減，測定地点の検討】

環境基準達成率の向上などにより，快適な水環境づくりをめざします。また，水質の状況を把握するために，測定地点の数や場所などについて検討を行います。

◆環境基準達成率：平成 18(2006)年度

	健康項目	pH※	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質	全窒素	全リン
河川	3/3	10/10	10/10	—	10/10	10/10	1/10	—	—	—
海域	1/1	3/3	—	5/5	—	0/3	3/3	3/3	3/3	3/3
地下水	4/4	—	—	—	—	—	—	—	—	—

平成 25(2013)年度

	健康項目	pH※	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質	全窒素	全リン
河川	2/2	8/10	8/10	—	10/10	9/10	0/9	—	—	—
海域	1/1	3/3	—	3/4	—	0/3	3/3	3/3	3/3	3/3
地下水	1/1	—	—	—	—	—	—	—	—	—

現

◆公害苦情件数 ：平成 18(2006)年度 水質汚濁 10 件 平成 25(2013)年度 水質汚濁 7 件

◆測定地点数 ：平成 18(2006)年度

	健康項目	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質	全窒素	全リン
河川	3	21	24	24	21	21	21	—	8	8
海域	1	3	—	5	—	3	3	3	3	3
地下水	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—

平成 25(2013)年度

	健康項目	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質	全窒素	全リン
河川	3	27	27	27	27	27	27	—	23	23
海域	1	3	—	4	—	3	3	3	3	3
地下水	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)健康項目：原則的に全公共用水域及び地下水につき一律に定められている，人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。カドミウム，全シアン，鉛など 26 項目。

pH：水素イオン濃度，BOD：生物化学的酸素要求量，COD：化学的酸素要求量，

SS：浮遊物質※，DO：溶存酸素量，n-ヘキサン抽出物質：ノルマルヘキサン抽出物質※

例：3/3 とは，環境基準達成箇所数／調査箇所数を表す。

(3) 騒音・振動

【基本施策】 騒音・振動の防止

市民：○は市民、●は市民団体も含みます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：道路交通騒音・振動対策

自動車の渋滞や、大型車の通行により騒音・振動が発生します。本市においても、自動車利用量の増加に伴い、道路交通騒音は、環境基準を達成できていない場所があります。

低騒音舗装、交通量抑制対策や騒音・振動に対する意識啓発を行い、騒音・振動の防止に取り組みます。また、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音についても、関係機関と連携を図り、騒音対策を推進します。

市民の取組

- アイドリング・ストップの実施など、特に夜間騒音への配慮
- エコドライブの実施（空ぶかし、急発進・急加速の自粛）
- 早朝、夜間のエンジン音などの自粛による自動車騒音の低減化



事業者の取組

- ◇ アイドリング・ストップの実施など、特に夜間騒音への配慮
- ◇ エコドライブの実施（空ぶかし、急発進・急加速の自粛）
- ◇ 早朝、夜間のエンジン音などの自粛による自動車騒音の低減化

行政（三原市）の取組

- A 暴走族などの夜間騒音への対策を行う。
- A エコドライブを実施する（空ぶかし、急発進・急加速の自粛）。
- A 低騒音舗装、道路の平坦性確保などを推進する。

◆個別施策②：工場・事業所の騒音・振動対策

工場・事業所の施設や、くい打機など建設工事における作業からも騒音・振動が発生します。著しい騒音・振動を発生する施設や建設作業については、騒音規制法、振動規制法及び県条例で規制基準が設けられており、それらの順守を指導します。

事業者の取組

- ◇ 事業活動に伴い発生する騒音・振動の規制基準の順守
- ◇ 騒音・振動防止のため、生活道路への大型車両の通行についての配慮
- ◇ 低騒音・低振動型機械の使用、業務用車両の整備点検
- ◇ 近隣住民の生活時間帯での作業の実施

行政（三原市）の取組

- A 事業活動に伴い発生する騒音・振動の規制基準の順守を指導する。

◆個別施策③：近隣騒音・振動対策

都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。発生源には、飲食店での営業騒音、家庭でのピアノ、テレビ、エアコンの音、ペットの鳴き声などがあげられます。

一人ひとりが周囲に迷惑をかけないように生活騒音の発生防止を呼びかけます。

市民の取組

- ペットの鳴き声やテレビ・ステレオなどの生活騒音への配慮
- 低騒音・低振動型の洗濯機やエアコンなどの購入
- 自家用車の不用な空ぶかしや、人の迷惑になるクラクションの自粛

事業者の取組

- ◇ 店舗や事業所などにおける営業騒音の発生防止

行政（三原市）の取組

- A 生活騒音の発生防止を呼びかける。

◆個別施策④：監視指導・調査体制の整備

工場・事業所、自動車などから発生する騒音・振動について、定期的な調査と結果の公表を行うとともに、関係機関と連携した監視・調査体制を充実させます。

市民の取組

- 騒音・振動の監視指導・調査への協力

事業者の取組

- ◇ 騒音・振動の監視指導・調査への協力

行政（三原市）の取組

- A 騒音・振動の監視指導・調査体制を充実させる。
- A 騒音・振動の定期的な調査と結果の公表を行う。
- A 騒音・振動に対する意識啓発を行う。

指 標 の 設 定

環境基準達成率、公害苦情件数、測定地点

【環境基準達成率の向上、公害苦情件数の低減、測定地点の検討】

環境基準達成率の向上などにより、静かなくらしができるまちづくりをめざします。また、騒音の状況を把握するために、測定地点の数や場所、時間帯などについて検討を行います。

◆環境基準達成率：平成 18(2006)年度 () 内は平成 25(2013)年度

現 状	環境 騒音	一般地域	道路に面する地域	道路交通 騒音	昼間	夜間
		15/17(19/23)	54/62(58/62)		7/9 (4/4)	4/9 (4/4)
	航空機 騒音	短期	常時	新幹線 鉄道騒音	5/7 (4/4)	
		10/10(10/10)	2/2 (2/2)			

◆公害苦情件数：平成 18(2006)年度 騒音 13 件、振動 0 件

平成 25(2013)年度 騒音 5 件、振動 1 件

◆測定地点数：平成 18(2006)年度 () 内は平成 25(2013)年度

現 状	環境 騒音	一般地域	道路に面する地域	道路交通 騒音	昼間	夜間
		17 (23)	62 (62)		9 (4)	9 (4)
	航空機 騒音	短期	常時	新幹線 鉄道騒音	7 (4)	
		10 (10)	2 (2)			

(注) 例：15/17 とは、環境基準達成箇所数/調査箇所数を表す。

(4) 悪臭・土壌・有害物質

【基本施策】

悪臭・土壌汚染の防止と有害物質対策

市民：○は市民、●は市民団体も含みます

事業者：◇で表しています

行政（三原市）：

（A）平成 19(2007)年度時点で実施・継続

（B）平成 20～24(2008～2012)年度実施予定

（C）平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：悪臭の防止

悪臭は、ごみの不法投棄や水路・側溝をはじめ、工場・事業所、一般家庭の生活排水などから発生し、人に不快感を与えます。悪臭に対する意識啓発を行い、悪臭防止対策に取り組みます。

市民の取組

- 家畜のふん尿、堆肥・肥料、農薬などの適正管理
- 周辺の水路の清掃など、悪臭発生防止活動への参加、協力
- 浄化槽の適正な維持管理による悪臭発生防止

事業者の取組

- ◇ 工場・事業所における悪臭発生対策
- ◇ 浄化槽の適正な維持管理による悪臭発生防止
- ◇ 飲食店などにおける排気方式による悪臭発生防止

行政（三原市）の取組

- A 工場・事業所に対して悪臭発生防止を指導する。
- A 悪臭発生防止の意識啓発を行う。
- B 浄化槽の適正な維持管理による悪臭発生防止を指導する。



◆個別施策②：有害物質対策

有害物質は、野外焼却で発生するダイオキシン類をはじめ、事業活動などにおける化学物質で、重金属、農薬、アスベストなどがあります。これらの物質は、管理が十分でない場合、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがあります。

工場・事業所では、PRTR 制度※や MSDS 制度※などに基づいて、特定化学物質などの有害物質を適切に管理するとともに、土壌・有害物質に対する意識啓発を行います。

市民の取組

- 家畜のふん尿、堆肥・肥料、農薬などの適正な管理
- 野外焼却や不適正な焼却行為禁止の徹底
- 健康に影響を及ぼすおそれのない食品、薬品、資材の使用

事業者の取組

- ◇ 工場・事業所における有害化学物質の適正な管理、処理
- ◇ 野外焼却や不適正な焼却行為禁止の徹底
- ◇ 一般廃棄物、産業廃棄物の適正な管理の実施

行政（三原市）の取組

- A 野外焼却や不適正な焼却行為禁止を指導する。
- A 一般廃棄物を適正に管理する。
- A 土壌・有害物質に対する意識啓発を行う。



指標の設定

環境基準達成率、公害苦情件数

【環境基準達成率の向上、公害苦情件数の低減】

悪臭・土壌汚染・有害物質による汚染を防ぐため、事業所の監視・指導体制を整備し、有害物質のない健康で快適なまちづくりをめざします。

◆ダイオキシン類環境基準達成率：平成 18(2006)年度 () 内は平成 25(2013)年度

現 状	大気	水質・底質	土壌
	1/1 (1/1)	2/2 (—)	1/1 (—)

◆公害苦情件数：平成 18(2006)年度 悪臭 17 件、土壌汚染 0 件、野外焼却 29 件
平成 25(2013)年度 悪臭 1 件、土壌汚染 0 件、野外焼却 36 件

(注) 土壌の環境基準達成率は平成 17(2005)年度

例：1/1 とは、環境基準達成箇所数／調査箇所数を表す。

(5) 廃棄物

【基本施策】 廃棄物対策

市民：○は市民、●は市民団体も含みます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成 19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成 20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：ごみの発生抑制 重点

ごみの量を減らすためには、ごみの発生を抑制（リデュース・Reduce）、不用となったものを再利用（リユース・Reuse）、資源として再生利用（リサイクル・Recycle）の「3つのR」を推進することが重要です。

マイバッグ運動の推進や生ごみの減量化などに取り組み、ごみの削減に努めます。

市民の取組

- 商品のばら売りや量り売りの利用
- コンポスト※、電動式生ごみ処理機の利用
- 食材を無駄にしないためのエコクッキングの実践
- ごみの減量マニュアルやハンドブックなどの情報の活用
- マイ箸、マイカップなどの持参への取組
- 商品の簡易包装、マイバッグ持参などによるごみの発生抑制
- 使い捨て製品の購入の自粛、耐久性のある製品・資材の購入



事業者の取組

- ◇ ポイント制の導入などによる購入者のマイバッグ持参の推奨
- ◇ 廃棄する割合の少ない商品の製造、販売
- ◇ 商品の製造過程で発生するごみの削減
- ◇ 過剰包装の自粛、簡易包装の実施
- ◇ 使い捨て製品の製造・販売の自粛、耐久性のある製品・資材の使用
- ◇ 電動式生ごみ処理機などの設置

行政（三原市）の取組

- A 小売業者へ過剰包装の自粛要請を行い、消費者へ簡易包装を呼びかける。
- A マイバッグ運動を推進する。
- A 廃棄物の減量化やリサイクル推進のための体制づくりを推進する。
- A ごみの減量マニュアルやハンドブックを作成、配布する。
- A ごみ減量化に関するポスターの公募などによる意識啓発を行う。

◆個別施策②：再使用の推進 重点

ごみを捨てる前に、もう一度使えないかどうか考えることもごみを減らすための取組となります。個人で不用となった物でも、フリーマーケットを利用して、次の利用者を探して渡したり、ビールびんなどのリターナブルびん※を販売店に返したりする取組を推進します。

市民の取組

- フリーマーケット、学校のバザー、リサイクルショップなどの活用
- リターナブルびんや詰め替えボトルを使用した商品の選択
- 壊れた物や古くなった物に対して、修理による長期間の使用

事業者の取組

- ◇ 壊れた物や古くなった物に対して、修理による長期間の使用
- ◇ 再生紙の利用、両面コピーや裏紙利用の推進、啓発
- ◇ 梱包材などの再使用
- ◇ 店頭回収実施状況の把握と情報収集・提供



行政（三原市）の取組

- A フリーマーケットなどを充実させる。
- A 再生紙の利用、両面コピーや裏紙利用の推進、啓発を行う。

◆個別施策③：再生利用(リサイクル)の推進 重点

ごみは正しく分別し、使える資源を再生利用（リサイクル）することが重要です。金属類圧縮処理施設は、老朽化しており、早期の整備が必要であるとともに、将来的に再資源化施設の建設（リサイクルプラザなど）を検討します。

また、本市が行う資源化ごみの収集のほかに、地域での集団回収、スーパーなど小売店による店頭回収についての情報収集・提供を行います。

市民の取組

- 町内会や子ども会など地域による集団回収への協力
- 古紙・アルミ缶など資源物の一時保管場所の設置
- 廃棄物の再資源化、店頭回収、リサイクル推進への協力

事業者の取組

- ◇ 地域におけるリサイクル活動の基盤整備への協力
- ◇ 古紙・ダンボール、梱包材、割り箸や食品ごみの再生利用の推進
- ◇ ごみの分別化の徹底、資源化システムの整備
- ◇ リサイクル技術に関する研究開発、情報収集・提供、普及の推進



行政（三原市）の取組

- A 古紙等資源集団回収事業奨励金制度を普及させる。
- A リサイクルに対する意識啓発を行う。
- A 浄化槽汚泥、下水道汚泥や焼却灰の再生利用を推進する。
- A 店頭回収実施状況の把握と情報収集・提供を行う。
- B 分別収集の回数・方法・時間などを検討する。
- B 再生利用に関する手引きやガイドラインを作成、配布する。
- C 再資源化施設の建設を検討する（リサイクルプラザなど）。

◆個別施策④：ごみの適正処理・処分の促進

市民は事業者や行政（三原市）に対して「ごみの適正処理に関する取組強化」を期待しています。このため、分別収集についての周知徹底や啓発、指導を行い、ごみの適正処理を推進します。

市民の取組

- ごみステーションの適正維持、管理
- ごみの分別の徹底やごみシールの使用、収集日の順守
- 家電リサイクル法、資源有効利用促進法に基づく適切な排出
- 支援が必要な高齢世帯のごみ出しに対する地域での協力

事業者の取組

- ◇ 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の適正処理
- ◇ マニフェスト制度*による廃棄物の最終処分*までの管理の徹底
- ◇ 建設リサイクル法、容器包装リサイクル法の順守
- ◇ 農業で発生する廃プラスチック、建設廃棄物の適正処理



行政（三原市）の取組

- A 廃棄物の適正処理に向けた啓発、指導を行う。
- A ごみの分別方法や収集日など、ごみの回収方法を周知徹底する。
- A 在宅医療廃棄物*の適正処理の啓発、指導を行う。
- B 有害ごみの適正な回収体制を整備する（蛍光管、乾電池、体温計など）。
- C 各業界への資源回収ルートの整備を検討する。

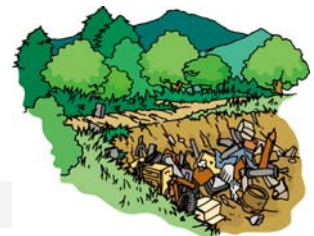
◆個別施策⑤：不法投棄の防止と監視体制の強化

不法投棄は、廃棄物処理法で禁止されています。みはらし環境塾の現地調査においても道路沿いなどでの不法投棄がみられます。また、身近な公園や駐車場でも弁当ガラのなどの生活ごみが捨てられているところがあります。

市民や警察と連携し、一層の不法投棄防止に取り組めます。

市民の取組

- 近隣住民における不法投棄の監視パトロールへの協力
- 所有地または管理地を適正に管理し、ごみの不法投棄への未然防止
- ボイ捨て、不法投棄をしない、させないための教育や活動の実施
- ごみ処理施設などの見学会への参加
- 環境に関する講演会、出前講座などの勉強会への参加



事業者の取組

- ◇ 業務車両などからのごみのポイ捨てや不法投棄の禁止
- ◇ 使用済みの家電製品などの適正な処理
- ◇ 所有地または管理地を適正に管理し、ごみの不法投棄への未然防止
- ◇ 工場・事業所における不法投棄の監視パトロールの強化、連絡体制への協力

行政（三原市）の取組

- A バトロールの強化や通報など、監視、連絡体制を充実させる。
- A ごみのポイ捨てや不法投棄防止のための啓発、指導を行う。
- A ごみ処理施設の見学会を開催する。
- A 不法投棄については、警察と連携し、取締りを強化する。

◆個別施策⑥：まちの美化の推進 重点

ごみのポイ捨てや歩きたばこなど、まちの美観を損ねる行為は、条例で禁止する市町が増えていきます。本市においても、アンケート調査結果では、ごみのポイ捨てや歩きたばこなどの迷惑行為が気になっている人が多くなっています。

まちの美化に対する意識啓発とともに、ポイ捨て禁止やペットのふんの適正処理などについての条例化を検討し、美しいまちづくりをめざします。

市民の取組

- ごみのポイ捨て、歩きたばこの禁止
- 道路や河川、身近な公園などの清掃活動への参加、協力

事業者の取組

- ◇ ごみのポイ捨て禁止などの従業員教育の実施
- ◇ 道路や河川、身近な公園などの清掃活動への参加、協力

行政（三原市）の取組

- A ごみの持ち帰り運動を全市的に推進する。
- B 市民による環境美化活動を推進する。
- B ポイ捨て禁止やペットのふんの適正処理などについての条例化を検討する。

指 標 の 設 定

一般廃棄物の総排出量，再資源化量，再資源化率，最終処分量，
1人1日ごみ排出量，分別収集品目，グリーン購入方針目標達成率，
家電4品目不法投棄台数，公害苦情件数
定点調査によるポイ捨てごみの個数

【1人1日ごみ排出量の削減，再資源化率の向上，最終処分量の削減，
ポイ捨て・不法投棄数の減少，公害苦情件数の低減】

発生抑制・再使用・再生利用後にごみとなったものについては，適正処理を行います。

現 状	◆一般廃棄物総排出量	：平成 18(2006)年度	41,562 ト/年
		：平成 25(2013)年度	35,088 ト/年
	◆一般廃棄物再資源化量	：平成 18(2006)年度	5,505 ト/年
		：平成 25(2013)年度	4,591 ト/年
	◆一般廃棄物再資源化率	：平成 18(2006)年度	13.3 %
		：平成 25(2013)年度	13.1 %
	◆一般廃棄物最終処分量	：平成 18(2006)年度	6,044 ト/年
		：平成 25(2013)年度	5,212 ト/年
	◆1人1日ごみ排出量	：平成 18(2006)年度	1,093 g/人・日
		：平成 25(2013)年度	964 g/人・日
将 来	◆分別収集品目	：平成 19(2007)年度	4種6分別
	◆グリーン購入方針目標達成率	：平成 18(2006)年度	97.9 %
	◆家電4品目不法投棄台数	：平成 18(2006)年度	166 台
	◆公害苦情件数	：平成 18(2006)年度	不法投棄 43 件，野外焼却 29 件
	◆定点調査によるポイ捨てごみの個数	：平成 23(2011)年 9 月	1,457 個/回
		：平成 24(2012)年 3 月	1,102 個/回
		：平成 25(2013)年 9 月	1,074 個/回
		：平成 26(2014)年 3 月	742 個/回
	◆一般廃棄物総排出量	：平成 29(2017)年度	37,988 ト/年
	◆一般廃棄物再資源化量	：平成 29(2017)年度	9,686 ト/年
	◆一般廃棄物再資源化率	：平成 29(2017)年度	25.5 %
	◆一般廃棄物最終処分量	：平成 29(2017)年度	5,879 ト/年
	◆1人1日ごみ排出量	：平成 29(2017)年度	1,023 g/人・日
	◆定点調査によるポイ捨てごみの個数	：平成 29(2017)年度	可能な限り減少

※一般廃棄物総排出量，一般廃棄物再資源化量，一般廃棄物再資源化率，一般廃棄物最終処分量，1人1日
ごみ排出量の将来値は三原市一般廃棄物処理基本計画（平成 19（2007）年 3 月策定）に基づく。

※三原市一般廃棄物処理基本計画は，平成 27（2015）年度に見直し予定。

6 快適環境における個別施策と主体別取組の内容

快適環境での個別施策は、環境項目ごとの課題を踏まえて展開するとともに、取組は、主体別に設定します。

快適環境での課題に対する個別施策は次のとおりです。

環境項目	課題	個別施策
文化財・景観資源	文化財は、市民の貴重な財産であり、歴史的・文化的価値を再認識し、保護・継承に努める必要があります。	①文化財、歴史的建造物の保護・継承
	美しい景観資源を守るため、身近な里山や田園などの自然景観を保全する必要があります。	②環境に配慮した景観の保全・創出
	まちなみと調和した都市景観を創出し、良好な都市づくりを推進する必要があります。	③良好な都市景観の保全・創出
公園・緑地	全国及び広島県と比べて一人当たりの都市公園面積が少ないため、これらの整備が求められます。	①公園・緑地の整備
	市街地において、緑についての不満・悪化の意見がみられるため、これらの地域では緑化の推進が必要です。	②緑化の推進
道路・交通	良好な道路環境を創出するため、歩道整備など道路環境の整備が求められます。	①道路・交通環境の整備
	歩道がなく歩くのに危険な道路が多いとの意見から交通安全に関する意識啓発が求められます。	②交通安全の意識啓発
	JR山陽本線・呉線や広域的なバスネットワークなど公共交通機関の利用により、自動車交通量の削減が必要です。	③自動車交通量の削減
野外レクリエーション施設／教育機関・公共施設	水辺公園や親水護岸などの自然とふれあう場が求められます。	①自然環境の活用・整備
	自然から学ぶ環境学習の場が求められます。	②環境学習の場の活用
水道／生活排水処理施設	簡易水道である久井・大和地域の水道普及率の向上など水道整備の推進が必要です。	①水道整備の推進
	下水道、集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の一層の整備推進が必要です。	②生活排水処理施設整備の推進
福祉	65歳以上の高齢者の割合が高くなっており、社会福祉の充実が必要です。	①社会福祉の充実
	バリアフリー化を推進した施設の一層の整備が必要です。	②高齢者・障害者に配慮した施設の整備
防災・防犯	防災・防犯体制の確立が求められます。	①防犯体制の確立
		②防災体制の確立
	急傾斜地崩壊対策や高潮対策などの防災施設の整備が必要です。	③防災施設などの整備

(1) 文化財・景観資源

【基本施策】

文化財の保全と美しい景観の保全・創出

市民：○は市民、●は市民団体も含みます

事業者：◇で表しています

行政（三原市）：

(A) 平成 19(2007)年度時点で実施・継続

(B) 平成 20～24(2008～2012)年度実施予定

(C) 平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：文化財，歴史的建造物の保護・継承

文化財は，市民の貴重な財産であり，文化財の保護・継承に対する意識啓発を行います。

遺跡，歴史的建造物などの調査を行い，古いまちなみの保全，歴史的遺産の保全を行うとともに，歴史的建造物などの説明板の設置や広報活動を行い，観光資源として活用を図ります。

市民の取組

- 遺跡，歴史的建造物の調査・保存などを行うボランティア活動への参加，協力，募集
- 伝統行事や無形文化財の保存・継承などを行うボランティア活動への参加，協力，募集
- 地域の歴史，文化とのふれあいの場づくりやイベントへの参加，協力

事業者の取組

- ◇ 遺跡，歴史的建造物の調査・保存などを行うボランティア活動への参加，協力，支援
- ◇ 伝統行事や無形文化財の保存・継承などを行うボランティア活動への参加，協力，支援
- ◇ 地域の歴史，文化とのふれあいの場づくりやイベントへの参加，協力，開催
- ◇ 開発事業などにおいて，文化財の保護への配慮
- ◇ 古いまちなみの保存，歴史的遺産の保全への協力

行政（三原市）の取組

- A 遺跡，歴史的建造物の調査・保存などを行うボランティア活動を支援する。
- A 伝統行事や無形文化財の保存・継承などを行うボランティア活動を支援する。
- A 文化財の保護・継承に対する意識啓発を行う。
- A 歴史，文化とふれ合うイベントの開催や情報収集・提供を行う。
- A 遺跡，歴史的建造物などの文化財調査を行う。
- A 遺跡，歴史的建造物などの説明板の設置や広報活動を行う。

◆個別施策②：環境に配慮した景観の保全・創出

みどり豊かな自然景観を守るため，里山・田園景観の保全に努めます。

施設配置を行う場合は，周囲の自然環境と調和のとれるよう配慮します。また，ごみの散乱やボートの不法係留などで，自然景観を損ねないように適正な管理を行います。

市民の取組

- 良好な自然景観の形成に向けた地域の取組などへの参加，協力
- 港内景観，河川環境保全のため，プレジャーボートなどを係留施設での適正な管理

事業者の取組

- ◇ 景観に関する条例などの順守・徹底
- ◇ 周辺景観との調和に配慮したまちづくりへの協力
- ◇ 広告宣伝看板を設置する時は周辺景観への配慮
- ◇ シンポジウムやワークショップなどへの参加、協力、開催

行政（三原市）の取組

- A 港内景観、河川環境保全のため、プレジャーボートなどの係留施設の整備に努める。
- A 周辺景観との調和に配慮したまちづくりを推進する。
- A シンポジウムやワークショップなどの開催による景観の保全・創出に対する意識啓発を行う。
- B 良好な景観の形成に対する市民、市民団体、事業者の自主的な取組を支援する。

◆個別施策③：良好な都市景観の保全・創出

市街地の景観を保全するためには、屋外違反広告物の改善、撤去の指導及び不法占有に対する指導を強化します。また、放置自転車や違法駐車対策を行うことにより、良好な都市づくりに努めます。

市民の取組

- 違法駐車、放置自転車の監視への協力
- 家屋や庭における様式、形態、色彩など周辺環境との調和
- 緑の協定、まちづくり協定などを活用し、地域の個性を生かした住環境整備の自主的な取組

事業者の取組

- ◇ 開発行為などにおいて、まちなみや周辺環境と調和した景観形成の推進
- ◇ 事業所近隣の自主的な清掃活動
- ◇ 無駄な看板の撤去など良好な景観創出への協力
- ◇ 違法駐車、放置自転車の監視への協力

行政（三原市）の取組

- A 周辺環境と調和のとれた都市景観づくりを行う（電線類地中化、放置自転車や看板撤去、緑化など）。
- A 公共施設周辺の緑化を推進する。
- C 違法駐車については、警察と連携し、取締りを強化する。

指標の設定

文化財指定件数、電線類地中化整備延長、景観条例への取組

【文化財の保護、美しい景観の創出】

市民の地域への誇りや愛着を醸成するため、文化財の保護に努めます。景観に対する市民の意識啓発を図り、景観の保全と良好な都市景観の創出を推進します。

現状

- ◆文化財指定件数：平成 19(2007)年度 国指定 20 件、県指定 58 件、市指定 186 件
平成 25(2013)年度 国指定 23 件、県指定 59 件、市指定 197 件
- ◆電線類地中化整備延長：平成 18(2006)年度 542 m（マリンロード周辺）
平成 25(2013)年度 542 m（マリンロード周辺）
- ◆景観条例への取組：「三原市大和まちづくり景観条例」平成 16 年度制定

(2) 公園・緑地

【基本施策】 公園・緑地の整備

市民：○は市民、●は市民団体も含みます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成 19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成 20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：公園・緑地の整備

公園や緑地は、周辺地域に住む子どもの遊び場、市民の憩いの場だけでなく、避難場所として重要な役割を果たしますが、本市の一人当たりの都市公園面積は、広島県平均と比べて少ない状況です。緑豊かな公園を整備するとともに、公園の清掃、管理を適正に行い、より良い地域の拠点づくりを行います。

市民の取組

- 公園の整備・改修において、地域のニーズを盛り込むために計画段階からの参加
- ごみのない憩いの場である公園・緑地の整備への協力

事業者の取組

- ◇ 緑地を十分確保した工場・事業所計画の検討

行政（三原市）の取組

- A ごみ箱の撤去などにより、ごみの持ち帰りを推進する。
- A 生態系に配慮した緑豊かな公園を整備する。
- A 地域のニーズを盛り込んだ公園の整備、改修を行う。



◆個別施策②：緑化の推進

緑化は、美しい景観の創出だけでなく、地球温暖化防止、生物多様性の確保、自然との共生など多様な機能を有します。このため、緑化の推進を図るとともに、緑化イベントや広報活動を通して、市民に、緑化の大切さや緑化への取組について意識啓発を行います。

市民の取組

- 公園の緑化・清掃，管理などを行うボランティア活動への参加，協力，募集
- 緑化木配布事業などの緑化イベント，緑化コンクールへの参加
- 家の庭，花壇・生垣やベランダなどの身近な緑化の推進

事業者の取組

- ◇ 公園の緑化・清掃，管理などを行うボランティア活動への参加，協力，支援
- ◇ 緑化木配布事業などの緑化イベント，緑化コンクールの開催への参加，協力，開催
- ◇ 工場・事業所の敷地内，屋上の緑化の推進
- ◇ 街路樹，公園・緑地の保全への参加，協力

行政（三原市）の取組

- A 公園の緑化・清掃，管理などを行うボランティア活動を支援する。
- A 市街地や地域での緑化を推進する（屋上緑化，壁面緑化，街路樹など）。
- A 緑化木配布事業などの緑化イベント，緑化コンクールを開催する。
- A 開発などにおいて，緑地の保全を指導する。
- A 緑化の推進に対する意識啓発を行う。

指 標 の 設 定

1人当たり都市公園面積，児童遊園数，
緑化面積，緑地環境保全地域※面積

【安全な公園の整備，緑地面積の増加】

遊び場や憩いの場として，公園の整備を行うとともに，緑化面積を増やし，やすらぎ空間を確保します。

現状	◆1人当たりの都市公園面積	：平成 19(2007)年度	5.17 m ²
		平成 25(2013)年度	5.47 m ²
	◆児童遊園数	：平成 19(2007)年度	97 力所
		平成 25(2013)年度	97 力所
将来	◆1人当たりの都市公園面積	：	10.0 m ²

(3) 道路・交通

【基本施策】 道路環境の整備

市民：○は市民，●は市民団体も含みます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成 19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成 20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：道路・交通環境の整備

街路樹や歩道を整備し，環境に配慮した道路づくりに取り組みます。整備の際は，市民の意見を取り入れた計画とします。

市民の取組

- 緊急車両の通行の妨げ・交通渋滞の原因となる車の違法・迷惑駐車の前自粛
- 駐輪禁止区域や歩道に自転車を置かないように協力

事業者の取組

- ◇ 駐輪場・駐車場の確保
- ◇ 緊急車両の通行の妨げ・交通渋滞の原因となる社用車の違法・迷惑駐車の前自粛
- ◇ 通勤・通学時間帯など道路が混雑する時間帯の配送への配慮
- ◇ 歩道へののみ出し営業の前自粛

行政（三原市）の取組

- A 景観に配慮した沿道緑化などを推進する。
- A 歩行者の安全を脅かす放置自転車対策を行う。
- A 道路整備，駐車場整備，歩道整備・改修，交差点の改良を推進する。
- C 道路環境整備における体制づくりを行う。
- C 空港へのアクセスなど空港周辺整備を推進する。



◆個別施策②：交通安全の意識啓発

学校や地域における交通安全教育や安全パトロールなどの取組を推進し，一人ひとりの安全の意識啓発，高揚を図ります。

市民の取組

- 交通安全指導員などによる交通安全指導及び交通安全教育への参加，協力
- 地域，子ども会などによる交通安全に関する自主的活動への参加，協力

事業者の取組

- ◇ 地域，学校，事業所，各種団体との連携に基づく街頭啓発などのイベントへの参加，協力，開催
- ◇ 従業員の交通安全に対するモラルの向上を図る教育の実施

行政（三原市）の取組

- A 交通安全に関する自主的活動を支援する。
- A 地域，学校，事業所，各種団体との連携を強化する。
- A 高齢者・弱者にやさしい交通マナー，交通安全教育を推進する。
- C 違法・迷惑駐車の前自放に向けたパトロールやキャンペーンを行う。



◆個別施策③：自動車交通量の削減

自動車交通量の増加は、交通渋滞を引き起こし、市民生活への影響が懸念されます。このため、総合交通体系を整備するとともに、自動車交通量を削減するため、相乗りやノーカーデー運動、自転車利用などに取り組みます。

市民の取組

- 自動車の効率的な利用
- 相乗り、ノーカーデー運動への参加、協力
- 近場の移動における徒歩や自転車の利用
- 公共交通機関の利用



事業者の取組

- ◇ 自動車の効率的な利用
- ◇ 相乗り、ノーカーデー運動への参加、協力
- ◇ 近場の移動における徒歩や自転車の利用
- ◇ 輸配送の効率化の推進
- ◇ 物流団地などでの物流の共同化の実施

行政（三原市）の取組

- A 総合交通体系を整備する。
- A 相乗り、ノーカーデー運動を推進する。
- A 近場の移動における徒歩や自転車利用を推進する。



指標の設定

歩道の整備延長、自動車交通量、鉄道路線数、
船便航路数、バス路線数、交通事故発生件数、
交通事故死亡者数

【安全・安心な交通システムの整備】

アクセスや安全・安心を視野に入れた環境美化に努め、環境にやさしい交通のまちをめざします。

現 状	◆鉄道路線数	：平成 19(2007)年度	3 路線	(3 路線)
	◆船便航路数	：平成 19(2007)年度	6 航路	(6 航路)
	◆バス路線数	：平成 19(2007)年度	23 路線	(17 路線)
	◆交通事故発生件数	：平成 19(2007)年次	715 件	(450 件)
	◆交通事故死亡者数	：平成 19(2007)年次	9 人	(3 人)

将 来	◆交通事故	：平成 27(2015)年度	457 件／年以下
--------	-------	----------------	-----------

※ () 内は平成 25(2013)年度

(注) 船便航路数は平成 20(2008)年 2 月 1 日現在の値、その他は平成 19(2007)年 4 月 1 日の値を示す。

交通事故件数、交通事故死亡者数は、平成 19(2007)年 1～12 月の値。

(4) 野外レクリエーション／教育機関・公共施設

【基本施策】
自然と親しむレクリエーション
施設と環境学習体制の整備

市民：○は市民、●は市民団体も含みます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：自然環境の活用・整備

本市は、国の天然記念物の指定を受けた久井の岩海をはじめ、豊かな自然環境や多様なレクリエーション施設を有します。しかし、市民の意識では水辺で遊べる自然が少ないなど、自然とふれあう場が一層求められており、施設の活用と整備を推進します。

市民の取組

- 自然公園、遊歩道、河川敷などの清掃、維持管理への参加、協力
- レクリエーション施設を活用した自然とのふれあい

行政（三原市）の取組

- A 自然とふれあえる場を整備する（自然公園、野外レクリエーション施設、親水公園など）
- A 環境学習の拠点整備と施設の活用促進を行う

◆個別施策②：環境学習の場の活用

学校や公民館、天文台、資料館、公園施設などの各施設のネットワークを強化し、環境学習の拠点として利用を推進します。

市民の取組

- 環境学習を行うボランティア活動への参加、協力、募集
- 自然と遊ぶ技術、アイデアなどの情報収集・提供

事業者の取組

- ◇ 環境学習を行うボランティア活動への参加、協力、支援

行政（三原市）の取組

- A 環境学習を行うボランティア活動を支援する。
- A 各施設のネットワークを強化する。
- A 自然と遊ぶ技術、アイデアなどの情報収集・提供を行う。

指 標 の 設 定

自然公園の整備数、自然公園の面積・利用者数、
県環境保全地域面積、親水公園・遊歩道の整備数、
レクリエーション施設の利用数、公共施設の利用者数、
教育機関等施設数

【水辺や自然とのふれあい空間の整備、利用しやすい公共施設の整備】

「いつでも、どこでも、だれでも」自発的に学習が行えるように学習拠点の整備を行い、積極的な活用を図ります。また、ふれあいの場を提供する自然公園や野外レクリエーション施設の整備を推進します。

(5) 水道／生活排水処理施設

【基本施策】

水道整備と生活排水処理施設整備の推進

市民：○は市民、●は市民団体も含みます

事業者：◇で表しています

行政（三原市）：

(A) 平成 19(2007)年度時点で実施・継続

(B) 平成 20～24(2008～2012)年度実施予定

(C) 平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：水道整備の推進

安全でおいしい水を、市民、事業者に供給するために、水道整備事業の促進を行います。特に、水道普及率が低い久井・大和地域の簡易水道の整備を推進します。

市民の取組

- 水環境に対する意識の向上

事業者の取組

- ◇ 水環境に対する意識の向上

行政（三原市）の取組

- A 水道整備事業を推進する。
- A 水道普及率が低い久井・大和地域の簡易水道整備を推進する。

◆個別施策②：生活排水処理施設整備の推進

公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上のために、水洗化率の向上に努めます。

下水道・集落排水整備区域については、接続率の向上を図ります。それらの区域以外については、合併処理浄化槽の設置または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

市民の取組

- 下水道処理区域内における公共下水道への接続
- 下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
- 浄化槽の適正な維持管理

事業者の取組

- ◇ 下水道処理区域内における公共下水道への接続

行政（三原市）の取組

- A 下水道の整備を行い、下水道処理区域内における水洗化率の向上に努める。
- A 集落排水処理施設を整備する。
- A 合併処理浄化槽の設置の補助を行う。
- B 循環型のし尿処理施設を整備する。
- C 下水道高度処理施設を導入する。

指標の設定

水道普及率，下水道処理人口普及率，生活排水処理率

【水道普及率の向上，下水道処理人口普及率の向上，生活排水処理率の向上】

水道普及率，下水道処理人口普及率や生活排水処理率の向上に努め、健全な水環境のまちづくりをめざします。

現状

- ◆給水普及率：平成 18(2006)年度 三原・本郷地域 98.6%，久井地域 6.0%，大和地域 17.6%
平成 25(2013)年度 三原・本郷地域 98.4%，久井地域 6.7%，大和地域 33.9%
- ◆下水道処理人口普及率：平成 18(2006)年度 26.0% 平成 25(2013)年度 39.6%
- ◆生活排水処理率：平成 18(2006)年度 45.5% 平成 25(2013)年度 70.0%

将来

- ◆給水普及率：平成 28(2016)年度 三原・本郷地域 99.0%，久井地域 8.1%，大和地域 49.5%
- ◆下水道処理人口普及率：平成 29(2017)年度 43.0%
- ◆生活排水処理率：平成 29(2017)年度 76.3%

(6) 福祉

【基本施策】 社会福祉の充実

市民：○は市民、●は市民団体も含みます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成 19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成 20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：社会福祉の充実

施設整備において、子どもや高齢者、障害者に十分配慮したバリアフリー化を推進します。
また、高齢者、障害者の社会進出を促進するため、社会福祉の一層の充実を図ります。

市民の取組

- 高齢者、障害者の社会参加への協力
- 子ども、高齢者、障害者が住みやすいまちづくりへの取組

事業者の取組

- ◇ 高齢者、障害者が社会参加しやすい体制づくりの推進

行政（三原市）の取組

- A 高齢者、障害者の社会参加を支援する。

◆個別施策②：高齢者・障害者に配慮した施設の整備

学校や公民館、公園をはじめ、利用者の多い施設などへのユニバーサルデザイン*の導入、バリアフリー化の推進を積極的に行い、すべての人が生活しやすい環境づくりをめざします。

市民の取組

- 施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入への理解の向上

事業者の取組

- ◇ 店舗や事業所などの施設のバリアフリー化への推進
- ◇ 店舗や事業所などの施設にユニバーサルデザインの導入

行政（三原市）の取組

- A 安全で快適な歩行空間とルートの整備など、バリアフリー化を推進する。
- A 学校や公民館、公園などの公共施設にユニバーサルデザインを導入する。

指 標 の 設 定

公共施設での身障者トイレ、スロープなどの設置割合、 バリアフリー法認定建築物*数、バリアフリー体験教室開催数

【施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入】

子どもや高齢者、障害者などのすべての人が社会参加しやすいまちづくりをめざします。

現
状

◆福祉関連公共施設の身障者トイレの設置割合	：平成 19(2007)年度	7/9 施設
	平成 25(2013)年度	7/9 施設
◆福祉関連公共施設のスロープの設置割合	：平成 19(2007)年度	9/9 施設
	平成 25(2013)年度	9/9 施設
◆バリアフリー法認定建築物数	：平成 19(2007)年度	12 件
	平成 25(2013)年度	13 件

(注) 例：7/9 とは、設置施設数/全体施設数を表す。

(7) 防災・防犯

【基本施策】 防災・防犯対策の推進

市民：○は市民、●は市民団体も含みます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：防犯体制の確立

安全で住み良い地域社会の基盤をつくるため、地域住民の連携に基づく防犯意識の高揚や青少年の健全育成を推進し、犯罪の未然防止に努めます。

市民の取組

- 地域における防犯に関する危険箇所の点検
- 防犯灯の故障などの場合のすみやかな連絡
- 小・中学校の通学路パトロールの強化

事業者の取組

- ◇ 防犯に関する危険箇所の点検
- ◇ 街路灯の設置
- ◇ 事業所周辺における防犯対策の推進

行政（三原市）の取組

- A 街路灯の設置、通学路のパトロールなど防犯体制を充実させる。
- A 保育所・幼稚園・小・中学校における安全管理体制を充実させる。
- B 公園、住宅などにおける防犯性向上の方策についての意識啓発を行う。

◆個別施策②：防災体制の確立

防災、災害発生時の対策について、国・県などの関係機関との協力体制を確立します。また、災害発生時に備え、避難勧告・防災情報の伝達体制の整備、業務処理マニュアルを策定します。

市民の取組

- 地域防災計画※に基づく避難、情報伝達など、近隣住民による災害発生時の防災体制の確認
- 防災ガイド及び洪水ハザードマップ※、ホームページなどによる情報収集・提供、防災意識の高揚
- 地域の防災訓練、災害ボランティア団体への参加、協力
- 各家庭における防災心得などの作成、緊急時避難・集合場所、連絡先の確認

事業者の取組

- ◇ 工場・事業所内での避難、情報伝達などの防災体制の充実
- ◇ 工場・事業所などにおける防災訓練の実施
- ◇ 地域や各種団体などで実施される防災訓練への参加・協力
- ◇ 避難所の確保や物資提供などの災害時における協力体制の整備

行政（三原市）の取組

- A 地域防災計画に基づく避難、情報伝達などの総合的な防災体制を充実させる。
- A 災害発生に係る業務処理マニュアルを策定する。

◆個別施策③：防災施設などの整備

災害時における被害を最小限に抑えるために、治水・海岸保全対策を推進します。また、地震・高潮の災害発生に備え、避難所となる公共施設の補強、防災資機材や生活必需物資の備蓄に取り組みます。

市民の取組

- 地震による住宅被害の軽減を図るための耐震診断などの活用

事業者の取組

- ◇ 工場・事業所などにおける危険物、毒劇物の適正な保管・管理
- ◇ 公園・緑地など避難所としてのオープンスペースの確保

行政（三原市）の取組

- A 避難所となる公共施設について、計画的に補強などの措置を行う。
- A 自主防災組織*の設備などの整備に対して補助を行う。
- A 食料・応急用資機材などの防災備蓄倉庫を整備する。
- C 河川改修、雨水地下浸透施設、耐震性強化など災害に強い都市構造の形成を推進する。

指 標 の 設 定

災害件数、林地崩壊防止対策の実施数、 避難場所数、犯罪件数

【防災体制の充実、交通事故・犯罪の防止】

市民の生命や財産を災害から守り、子どもが安心して通学できるように交通事故や犯罪から守り、安全・安心なまちづくりをめざします。

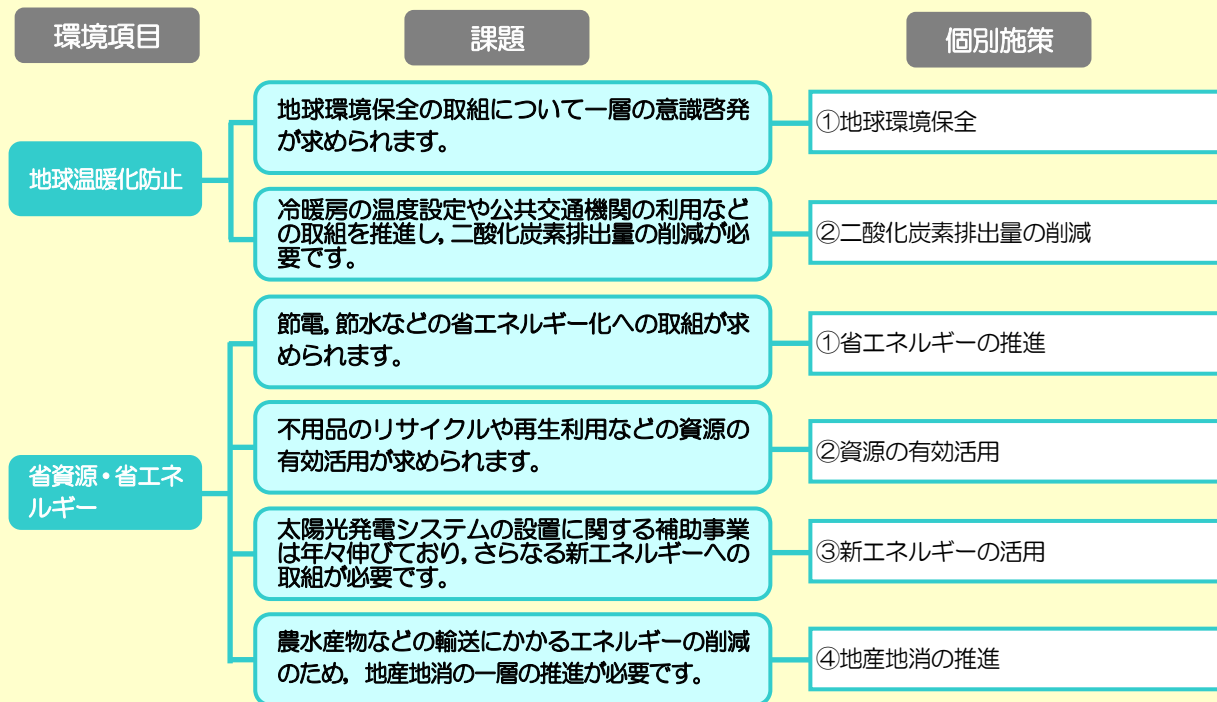
現 状	◆災害件数	：平成 18(2006)年度	〇 力所
		(平成 17(2005)年度	
		家屋被害 208 力所、	土木被害 135 力所、農地被害 11 力所)
		平成 25(2013)年度	15 力所
		家屋被害 1 力所、	土木被害 14 力所、農地被害 〇 力所
◆避難場所	：平成 19(2007)年度	137 力所	
	：平成 25(2013)年度	186 力所	
◆犯罪件数	：平成 18(2006)年度	1,138 件	
	：平成 25(2013)年度	730 件	



7 地球環境における個別施策と主体別取組の内容

地球環境での個別施策は、環境項目ごとの課題を踏まえて展開するとともに、取組は、主体別に設定します。

地球環境での課題に対する個別施策は次のとおりです。



(1) 地球温暖化防止

【基本施策】 地球温暖化防止への取組

市民：○は市民、●は市民団体も含みます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成 19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成 20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：地球環境保全

地球温暖化やオゾン層の破壊など、現在進行している地球規模の環境問題のほとんどが、社会経済活動に起因しています。一人ひとりが、地球環境問題に関心を持てるように情報収集・提供を行います。

市民の取組

- 地球環境に関する環境保全などを行うボランティア活動への参加、協力、募集
- 環境保全など国際的な交流活動への参加、協力

事業者の取組

- ◇ 地球環境に関する環境保全などを行うボランティア活動への参加、協力、支援
- ◇ 環境保全など国際的な交流活動への参加、協力、支援
- ◇ 地球環境対策についての情報収集・提供

行政（三原市）の取組

- A 地球環境に関する環境保全などを行うボランティア活動を支援する。
- A 環境保全など国際的な交流活動を支援する。
- A 地球環境に対する意識啓発を行う。
- A 地球環境対策についての情報収集・提供を行う。

◆個別施策②：二酸化炭素排出量の削減 **重点**

温室効果ガスの排出量を削減するために、節水・節電など家庭で身近にできる取組や、化石燃料の使用を抑制するなど工場・事業所での取組を促進させるとともに、地球温暖化対策地域推進計画の策定を検討します。

市民の取組

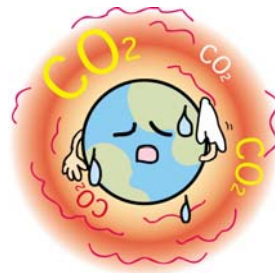
- 環境家計簿への取組
- 家庭内緑化の推進
- 相乗り、ノーカーデー運動への参加、協力
- 節水・節電など身近でできる対策の取組
- アイドリング・ストップの実施

事業者の取組

- ◇ 工場・事業所の敷地内、屋上の緑化の推進
- ◇ 相乗り、ノーカーデー運動への参加、協力
- ◇ アイドリング・ストップの実施
- ◇ 効率のよい運行ルート、物流拠点の整備、物品の一括購入など、物流の合理化の推進

行政（三原市）の取組

- A 地球温暖化対策地域推進計画の策定を検討する。
- A 地球温暖化対策実行計画を推進する。
- A 地球温暖化対策地域協議会の設置を支援する。
- A 緑化を推進する（森林管理、屋上緑化を含む）。
- C 環境家計簿の普及啓発と活用を図る。



指標の設定

市内から排出される二酸化炭素排出量、 公共施設から排出される二酸化炭素排出量の削減率

【温室効果ガス排出量の削減】

一人ひとりが地球環境問題に関心を持ち、それらを解決するための取組を行うにより、地球にやさしいまちづくりをめざします。

現状

◆公共施設の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量	：平成 17(2005)年度	10,738,590 kg-CO ₂
	基準値用修正値	7,765,524 kg-CO ₂
	：平成 25(2013)年度	6,792,581 kg-CO ₂

将来

◆公共施設の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量	：平成 28(2016)年度	6,768,004 kg-CO ₂
	（平成 22(2010)年度実績比	削減率5%以上）

※公共施設の二酸化炭素排出量の将来値は三原市役所地球温暖化対策実行計画（平成 24（2012）年 3 月策定）に基づく。

(2) 省資源・省エネルギー

【基本施策】 省資源・省エネルギー対策

市民：○は市民、●は市民団体も含みます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成 19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成 20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：省エネルギーの推進 重点

家電製品の大型化や複数所有、生活スタイルの変化によりエネルギー消費が増えています。その一方で、家電製品の省エネルギー化や環境に配慮した住宅設計が行われており、私たちの生活を地球環境と調和した省エネルギー型へ転換するように努めます。

市民の取組

- 省資源・省エネルギーなどを行うボランティア活動への参加、協力、募集
- 省エネルギー製品の購入
- 待機電力の削減、マイバッグ持参、自転車利用などの推進
- 省資源・省エネルギーに関する勉強会・講習会への参加、協力
- 自然の光や風を取り入れた住宅の検討
- 低公害車や低燃費車の購入や使用の推進

事業者の取組

- ◇ 省資源・省エネルギーなどを行うボランティア活動への参加、協力、支援
- ◇ 省資源・省エネルギーに関する勉強会・講習会への参加、協力、支援
- ◇ エレベーター利用の自粛などの推進
- ◇ 事務用品のグリーン購入、OA 紙などの使用量削減、再生紙の使用
- ◇ 低公害車や低燃費車の購入や使用の推進

行政（三原市）の取組

- A 省資源・省エネルギーなどを行うボランティア活動を支援する。
- A 省エネルギー型の公共施設の建設を推進する。
- A 省エネルギーに対する意識啓発を行う。
- A 省エネルギー対策についての情報収集・提供を行う。
- A 低公害車や低燃費車の購入や使用を推進する。



◆個別施策②：資源の有効活用

日本における資源の投入量は、年間 19.44 億トン（平成 16(2004)年度）です。このうち 4.6 億トンはエネルギーとして消費されます。また、投入された資源の 4 割は、建設物などになりますが、これらも数十年後には取り壊され廃棄物となります。このため、限りある資源を有効利用するため、資源の循環利用を推進します。

市民の取組

- リサイクルなどを推進する 3R 運動への参加、協力、募集
- 環境やリサイクルに配慮した商品についての情報収集・提供

事業者の取組

- ◇ リサイクルなどを推進する 3R 運動への参加、協力
- ◇ 工事の際の廃材などの有効活用
- ◇ 節水対策や雨水などの利用の促進
- ◇ 再生資源などの環境負荷が少ない製品の使用

行政（三原市）の取組

- A リサイクルなどを推進する 3R 運動を支援する。
- A 公共事業において、廃材などの有効活用を推進する。
- A 節水対策や雨水などの利用を促進するための情報収集・提供を行う。
- A 再生資源などの環境負荷が少ない製品の使用を推進する。

◆個別施策③：新エネルギーの活用 重点

新エネルギーに関する情報収集・提供を行い、その導入を推進します。

また、太陽光発電システムの拡大を促進するとともに、コージェネレーション※化など、石油消費の効率化の取組も検討します。

市民の取組

- 太陽光発電システムに関する補助制度の利用
- 風力発電装置、コージェネレーション機器の設置

事業者の取組

- ◇ 太陽光発電システムなどによる自然エネルギーの利用の促進
- ◇ 新エネルギーに関する情報収集・提供、技術開発、提供
- ◇ 化石燃料から新エネルギーへの転換

行政（三原市）の取組

- A 公共施設への新エネルギーを導入する（太陽光、風力）。
- A 公共施設への新エネルギーの導入を検討する（ごみ発電、余熱廃熱利用、バイオマス）。
- A 補助制度の PR や新エネルギーについての情報収集・提供を行う。
- A 新エネルギーに対する意識啓発を行う。



◆個別施策④：地産地消の推進

地産地消の推進は、地域経済の活性化、地域への愛着心の向上、地域の伝統的食文化の維持と継承、農水産物などの輸送にかかるエネルギーの削減や自然・生態系の保全に効果的です。地域で採れた農水産物や木材の利用を推進します。

市民の取組

- 三原で作った野菜・特産物などホームページやコミュニティ紙を通じたクチコミ的なPR
- 普段の食べ物を見つめ直した農水産物の地産地消の推進

事業者の取組

- ◇ 地場の農水産物などの購入、販売
- ◇ 地場の農水産物を利用する流通システムの整備

行政（三原市）の取組

- A 地場の農水産物などの購入に対する意識啓発を行う。
- B 地場の農水産物を利用する流通システムの整備に努める。
- B 地場産木材や木工製品を率先して使用するよう努める。
- B エコファーマー[※]の認定及び特別栽培農産物[※]の認証の取得を推奨する。

指 標 の 設 定

公用車の低公害車導入台数，公共施設での太陽光・風力発電システムの設置箇所数
住宅用太陽光発電システム設置補助実績，
家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費補助件数，
地元野菜の販売所の数，エコファーマー認定数，特別栽培農産物認証実績

【公用車の低公害車の導入，省エネルギー活動・新エネルギー活用の推進，地産地消の推進】

省資源・省エネルギーの取組を行うことにより，循環型社会のまちづくりをめざします。

現 状	◆公用車の低公害車導入台数	：平成 18(2006)年度	16 台
		（導入率 113/318 台 36%）	
		：平成 25(2013)年度	8 台
		（導入率 138/295 台 47%）	
	◆公共施設での太陽光発電システム設置箇所数	：平成 19(2007)年度末	延 べ 4 カ 所
		：平成 25(2013)年度末	延 べ 9 カ 所
	◆公共施設での風力発電システム設置箇所数	：平成 19(2007)年度末	延 べ 2 カ 所
		：平成 25(2013)年度末	延 べ 2 カ 所
	◆住宅用太陽光発電システム設置補助実績	：平成 18(2006)年度末	延 べ 259 件
		：平成 25(2013)年度末	延 べ 1,629 件
将 来	◆エコファーマー認定数	：平成 19(2007)年度	4 件
	◆白竜湖特別栽培農産物認証実績	：平成 18(2006)年度	
		戸数 31 戸，栽培面積 5.6 ha	
	◆公用車の低公害車導入台数	：平成 28(2016)年度	年 4 台更新
		（導入率 可能な限り増加）	
	◆公共施設での太陽光発電システム設置箇所数	：平成 29(2017)年度末	可能な限り設置
	◆公共施設での風力発電システム設置箇所数	：平成 29(2017)年度末	可能な限り設置
	◆家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費補助件数	：平成 31(2019)年度末	延べ850 件
		※平成 27(2015)年度導入	

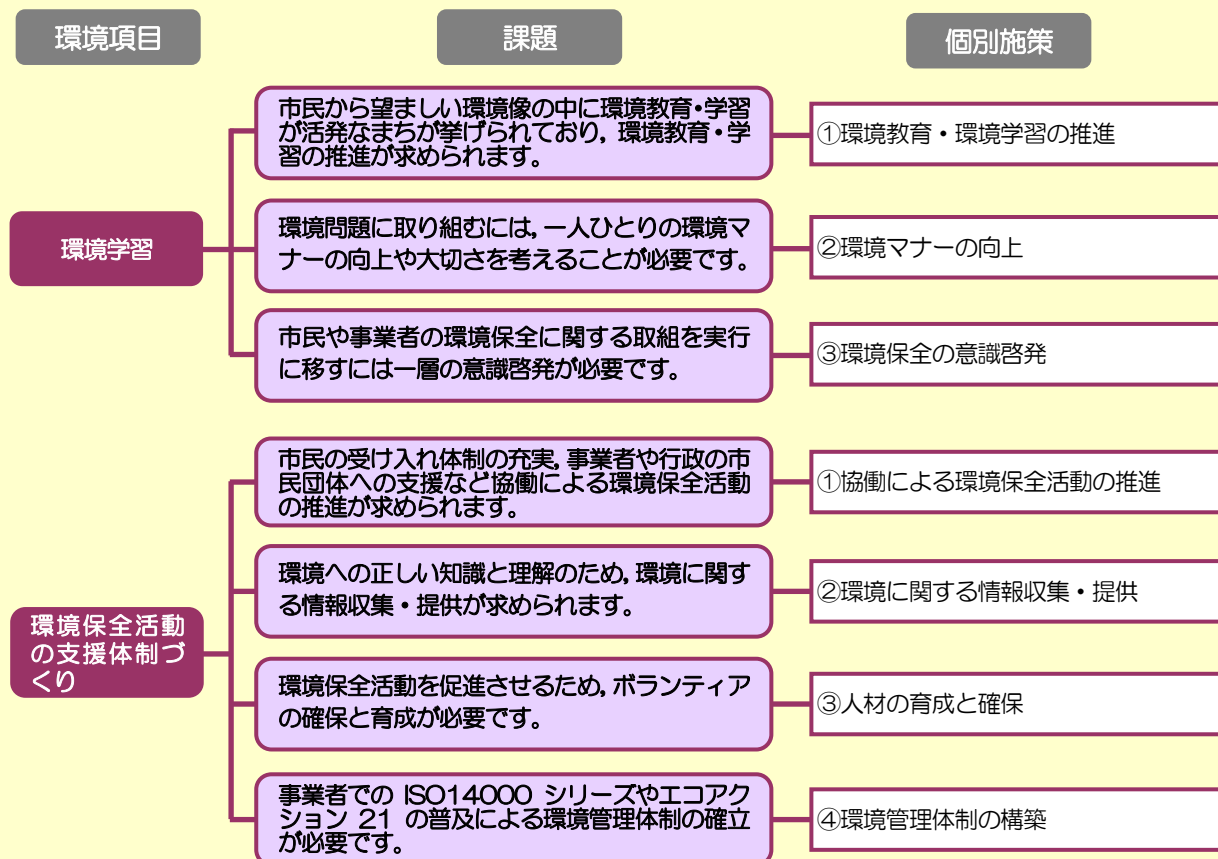
※家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置補助件数の将来値は三原市長期総合計画（平成 27（2015）年 3 月策定）に基づく。

※住宅用太陽光発電システム設置補助については，平成 25（2013）年度末の実績が延べ 1,629 件となり，補助開始当初の設置目標割合であった 3%を達成（3.72%）したため，平成 26（2014）年度をもって補助を廃止。

8 環境保全活動における個別施策と主体別取組の内容

環境保全活動での個別施策は、環境項目ごとの課題を踏まえて展開するとともに、取組は、主体別に設定します。

環境保全活動での課題に対する個別施策は次のとおりです。



(1) 環境学習

【基本施策】
環境学習と地域・個人での
環境問題への取組推進

市民：○は市民、●は市民団体も含みます
事業者：◇で表しています
行政（三原市）：
（A）平成 19(2007)年度時点で実施・継続
（B）平成 20～24(2008～2012)年度実施予定
（C）平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：環境教育・環境学習の推進 重点

環境保全活動には、①個人・家庭で取り組むもの、②地域・社会で取り組むもの、③職場・企業活動のなかで取り組むものと主体別にさまざまな取り組み方があり、個々の継続的な取組が非常に大切です。

環境教育・環境学習を推進し、具体的にどのような取組が必要であるかなど、環境問題への意識啓発を行います。

市民の取組

- 里地里山、河川、森林など身近な自然を体験学習するボランティア活動への参加、協力、募集
- 下水道処理施設や清掃工場などの施設見学への参加、協力
- 環境保全に関するポスターのコンクールなどへの参加、協力
- 環境教育・学習に関する情報収集・提供

事業者の取組

- ◇ 里地里山、河川、森林など身近な自然を体験学習するボランティア活動への参加、協力、支援
- ◇ 事業者が有する知識や技能などを生かした環境学習の場への参加、協力、提供
- ◇ 工場・事業所における社員の環境教育の実施

行政（三原市）の取組

- A 里地里山、河川、森林など身近な自然を体験学習するボランティア活動を支援する。
- A 環境に関する講演会や講座、海辺・水辺教室などを開催する。
- A 環境に関する図書・ビデオなどの学習教材を充実し、学校などでの環境教育、環境学習を支援する。
- A 下水道処理施設や清掃工場などの施設見学を開催する。
- B 工場・事業所内の環境学習体制の充実を支援する。
- C 各種の環境学習や実践活動に取り組む子どもエコクラブ※を育成する。

◆個別施策②：環境マナーの向上

日常において、生活騒音やごみのポイ捨てなど、環境に配慮しない行動がみられることがあるため、美化活動を充実させ、環境マナーの向上に努めます。

市民の取組

- 地域の一斉清掃やごみ拾いなどへの参加、協力
- 環境保全活動などへの参加体験を通じた環境マナーの向上
- ポイ捨てや不法投棄、ペットのふんの後始末などに関する家庭での教育

事業者の取組

- ◇ 環境保全活動などへの参加体験を通じた環境マナーの向上
- ◇ 工場・事業所における社員の環境マナーの学習



行政（三原市）の取組

- A 環境保全活動などへの参加体験を通じた環境マナーの向上に努める。
- A 生活環境委員会を中心に、地域住民の自主的な美化活動を充実させる。

◆個別施策③：環境保全の意識啓発 重点

環境問題の解決のためには、一人ひとりの取組が重要です。環境保全のための取組を市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が協働で行えるように意識啓発を行います。

市民の取組

- 環境に関するイベントなどを通じた環境保全意識の向上
- 家庭での環境保全についての話題提供や身近なところからの取組
- 自然観察会、森林体験学習などへの参加による自然に対する意識の向上

事業者の取組

- ◇ 環境に関するイベントなどを通じた環境保全意識の向上
- ◇ 工場・事業所における社員の環境保全への意識の向上



行政（三原市）の取組

- A 環境に関するイベントなどを通じて、広く環境保全の意識啓発を行う。
- A 自然観察会、森林体験学習などへ参加し、自然に対する意識啓発を行う。
- B 毎月1日は「環境の日」とし、環境についての意識啓発を行う。

指標の設定

環境の講演・イベント数・参加者数、水辺・海辺教室開催数、
自然観察会開催回数、施設見学者数、出前講座開催回数、
環境リーダー養成人数、市の環境ホームページ更新数・アクセス件数

【環境学習の取組推進】

多様な学習機会と学習の成果が活かされる場の提供を推進し、環境意識の高いまちをめざします。

現 状

◆環境の講演・イベント数・参加者数	
・空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン	: 平成 19(2007)年度 1回/年 参加者数 920 人
	: 平成 25(2013)年度 1回/年 参加者数 940 人
・みはら環境写真・絵画・ビデオコンテスト	: 平成 19(2007)年度 1回/年 応募者数 249 人
	: 平成 25(2013)年度 1回/年 応募者数 1,326 人
◆水辺・海辺教室開催回数	: 平成 19(2007)年度 14回/年 参加者数集計無し
	: 平成 25(2013)年度 12回/年 参加者数 484 人
◆自然観察会開催回数	: 平成 19(2007)年度 2回/年 参加者数集計無し
	: 平成 25(2013)年度 4回/年 参加者数 96 人
◆出前講座実施回数	: 平成 25(2013)年度 3回/年 参加者数 119 人

将 来

◆環境の講演・イベント数・参加者数	
・空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン	: 平成 29(2017)年度 1回/年 参加者数 940 人
・みはら環境写真・絵画・ビデオコンテスト	: 平成 29(2017)年度 1回/年 応募者数 820 人
◆水辺・海辺教室開催回数	: 平成 29(2017)年度 12回/年 参加者数 510 人
◆自然観察会開催回数	: 平成 29(2017)年度 5回/年 参加者数 110 人
◆出前講座実施回数	: 平成 29(2017)年度 4回/年 参加者数 130 人

※みはら環境写真・絵画・ビデオコンテストについては、平成 25(2013)年度は例年に比べ特に応募者数が多かったことから、目標値は平成 24(2012)年度実績(応募者数 778 人)を考慮して設定。

(2) 環境保全活動の支援体制づくり

【基本施策】

市民・市民団体・事業者・
行政の協働体制の推進

市民：○は市民、●は市民団体も含みます

事業者：◇で表しています

行政（三原市）：

（A）平成 19(2007)年度時点で実施・継続

（B）平成 20～24(2008～2012)年度実施予定

（C）平成 25～29(2013～2017)年度実施予定

◆個別施策①：協働による環境保全活動の推進

環境保全活動における市民の受け入れ体制の充実、協働による環境保全活動を推進するとともに、環境保全活動のコーディネーター※である市民、市民団体、事業者の各活動を支援します。

市民の取組

- 環境保全に関するボランティア活動への参加、協力、募集
- 市民、市民団体、事業者、行政（三原市）との協働による環境保全活動の仕組みづくりへの協力
- 地域・自然を題材とした写真展、絵画展への参加、協力
- 地域でフリーマーケット、不用品交換会、学校のバザーへの参加、協力
- 地域でホタルやメダカなどを利用した環境学習や飼育方法の勉強会への参加、協力
- 地域での環境学習の拠点づくり

事業者の取組

- ◇ 環境保全に関するボランティア活動への参加、協力、支援
- ◇ 環境保全活動を通じて、工場・事業所周辺の地域社会と円滑な関係の構築
- ◇ 環境保全のための従業員研修と社内教育体制の充実

行政（三原市）の取組

- A 環境保全に関するボランティア活動を支援する。
- A 市民、市民団体、事業者、行政（三原市）の連携強化とネットワークづくりを推進する。
- A 環境保全に関するポスターのコンクールなどを開催する。
- A 市民、市民団体、事業者の相互連携による活動体制づくりを行う。
- A 市民、市民団体、事業者、行政（三原市）の環境保全活動を広く公表する。
- B 環境保全対策の取組について、認定や表彰制度を検討する。



◆個別施策②：環境に関する情報収集・提供

環境に関する情報をわかりやすく市民、市民団体、事業者提供します。

また、広報誌、ホームページ、講習会、イベントなど情報を収集できる体制を推進します。

市民の取組

- 環境保全に関する情報収集・提供
- 環境に関する講習、講演会、ワークショップなどへの参加と情報収集・提供

事業者の取組

- ◇ 環境保全に関する情報収集・提供
- ◇ 工場・事業所における公害項目のデータの公表



行政（三原市）の取組

- A 広報誌、ホームページ、ケーブルテレビによる市政ニュースなどを通じて環境の情報収集・提供を行う。
- A 市民がよく利用する場所での環境に関するパンフレットの配布やポスターなどを掲示する。
- A 環境に関する講習会やイベントなどの開催についての情報収集・提供を行う。
- A 環境情報の収集や交換などを推進する。

◆個別施策③：人材の育成と確保 **重点**

環境保全活動を推進していくためには、リーダーとなる人材や、活動にアドバイスできる人材が必要となります。また、リーダーやアドバイザーが育つことにより、その人達を中心に人材育成が図れます。人材育成を積極的に行うことにより、環境保全活動の環を広げます。

市民の取組

- 環境アドバイザー、環境ボランティアへの参加、協力
- 地域で野遊びの技術を伝承、達人養成講座の開催
- 壊れたものをすぐに捨てずに修理するしぐみの確立
- 地域の大人と子どもとのパートナーシップ※による環境保全活動への取組
- 地域での環境ボランティアの育成

事業者の取組

- ◇ 環境アドバイザー、環境ボランティアへの参加、協力、支援
- ◇ 社内での講習会や研修会による人材育成

行政（三原市）の取組

- A 環境アドバイザー、環境ボランティア団体を支援する。
- B 環境教育・学習の講師など人材を育成、確保する（環境カウンセラー、森林インストラクターなど）。
- B 環境に取り組む活動家を支援する登録制度を検討する。
- B 環境学習に関する地域のリーダーを育成、確保する。
- C 環境保全に向けた取組を行う市民、市民団体、事業者に対して、人的支援を検討する。
- C 地域の大人と子どもとのパートナーシップによる環境保全活動を支援する。

◆個別施策④：環境管理体制の構築

本市においてISO14001の認証を取得している工場・事業所は11社、エコアクション21の認証を取得している工場・事業所は6社で、事業者の環境管理への取組はこれからと言えます。事業者の環境管理体制の構築に取り組み、行政はそれを支援します。

市民の取組

- 各事業者の環境管理体制への取組の理解と協力

事業者の取組

- ◇ 工場・事業所などにおける環境監視体制の強化
- ◇ ISO14000 シリーズの取得の検討
- ◇ エコアクション21の取得の検討

行政（三原市）の取組

- B ISO14000 シリーズの取得を検討する。

指 標 の 設 定

環境保全活動を行う市民団体数、
まちづくり支援団体数、ISO14001 取得企業数、
エコアクション21 取得企業数、公共施設周辺の間口清掃頻度

【市民、市民団体、事業者、行政による取組強化】

環境教育・学習への参加と実践を一層推進するため、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）との連携強化や環境情報の整備・提供を推進し、環境保全活動にみんなが参画し、協働できるまちをめざします。

現 状	◆環境保全活動を行う市民団体の数	：平成 17(2005)年度	48 団体
		：平成 25(2013)年度	186 団体
	◆まちづくり支援団体数	：平成 19(2007)年度	21 団体
		：平成 25(2013)年度	14 団体
	◆ISO14001 取得企業数	：平成 19(2007)年度	11 社
		：平成 25(2013)年度	16 社
	◆エコアクション21 取得企業数	：平成 19(2007)年度	0 社
		：平成 25(2013)年度	6 社
	◆公共施設周辺の間口清掃頻度	：平成 19(2007)年度	1 回/月
		：平成 25(2013)年度	2 回/月

第4節 事業別環境配慮指針

事業別環境配慮指針は、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が土地の改変や施設の整備を行う事業などを実施する場合に、環境に配慮すべき事項を整理したものです。

1 事業別環境配慮指針の設定

（1）目的

本市では、市民による住宅の建設、事業者による工場・事業所、マンションなどの建設、行政（三原市）は公園、公共下水道※の整備などの公共事業といった土地の改変や施設の整備を行う工事や事業が行われています。これらの事業は、実施されることにより、周辺環境へ様々な影響を及ぼす恐れがある一方、事業の特性がそれぞれ異なり、周辺環境への影響の度合いが異なっています。このため、事業の特性に応じて、これらの周辺環境への影響を軽減するための適切な環境配慮を行うことが重要です。

事業別環境配慮指針では、本市で行われている事業の実態を考慮して、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が事業の実施に際し、環境に配慮すべき事項を自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の4つの環境分野ごとに明らかにすることを目的とします。

（2）事業区分

本市における事業の実態を考慮し、共通事項と交通系整備事業、住宅系整備事業、公園等整備事業、河川改修等治水事業、水道・下水道等整備事業、建築物整備事業の6事業に区分します。

区 分	市民・市民団体	事業者	行政（三原市）
共通事項	○	○	○
交通系整備事業		○	○
住宅系整備事業	○	○	○
公園等整備事業		○	○
河川改修等治水事業			○
水道・下水道等整備事業			○
建築物整備事業		○	○

※○は工事・事業の主体を示す。

（3）対象環境

対象とする環境分野は、各事業に影響があると思われる自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の4つに設定します。

（4）対象者

対象者は、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）とします。

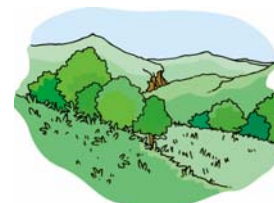
2 事業別環境配慮指針の内容

(1) 共通事項

事業の実施などが周辺環境へ及ぼす影響を低減するための配慮すべき共通事項は、次のとおりです。

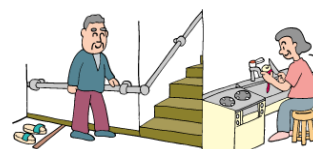
自然環境

- 山林、里地里山の保全・再生
 - ・間伐材などの有効利用の推進
- 水資源の確保と適正利用
 - ・水源かん養林の保護・育成と水資源の保全対策の実施，協力
 - ・地下水の適正利用
- 生態系の保全
 - ・自然や生態系に配慮した事業の推進



快適環境

- 文化財，歴史的建造物の保護・継承
 - ・古いまちなみの保存，歴史的遺産の保全
 - ・開発事業などにおいて，文化財の保護への配慮
- 環境に配慮した景観の保全・創出
 - ・周辺景観との調和に配慮したまちづくりの推進
- 社会福祉の充実
 - ・高齢者，障害者が社会参加しやすい体制づくりの推進
- 防災施設などの整備
 - ・河川改修，雨水地下浸透施設，耐震性強化など災害に強い都市構造の形成の推進



(2) 交通系整備事業

交通系整備事業は，道路整備事業と公共交通体系整備事業で構成されます。

道路は，人や物，情報の交流を支える基盤施設であるとともに，鉄道・船舶などすべての交通機関をネットワーク化して，交通体系全体を支えています。また，道路は上下水道や電気，ガスなどのライフライン※の収容空間としての機能を有しています。

道路は幹線道路と生活道路に大別されます。国道，県道，都市計画道路などの幹線道路は，都市活動を支える都市の骨格であり，良好な市街地の形成，消防活動，避難路，緊急輸送路など防火活動のための空間としての機能を有しています。生活道路は毎日の買い物，通勤・通学などの利用空間，憩いの場としての機能を有しています。

公共交通機関は，その安全性や輸送力の大きさによって，安定した市民活動を維持する上で大きな役割を担っています。公共交通体系整備事業は，具体的には鉄道の高架化，駅舎の整備，駐車場・駐輪場などの整備事業とします。

本市においては、光化学オキシダントについて、大気環境基準に適合していない調査地点がみられます。また、道路交通騒音、新幹線騒音についても環境基準に適合していない調査地点が多くみられます。また、幹線道路のひとつである国道2号では日常的に交通渋滞が生ずるとともに、大型車通行による騒音・振動問題が発生しています。

したがって、今後の交通系整備事業においては、交通渋滞の解消、効率的な交通体系、騒音・振動の低減などに対する配慮が必要となります。

道路整備事業は、具体的には道路の建設、橋梁の建設、トンネルの掘削、道路の高架化などとしてします。

生活環境

■自動車排出ガス対策

- ・自動車排出ガスの負荷低減の推進

■工場・事業所排出ガス対策

- ・排出ガスの適正処理や発生抑制、排出基準の順守
- ・散水や覆いの活用などによる粉じんの発生・飛散の防止

■道路交通騒音・振動対策

- ・エコドライブの実施（空ぶかし、急発進・急加速の自粛）による自動車騒音の低減
- ・早朝、夜間のエンジン音などの自粛による自動車騒音の低減化

■工場・事業所騒音・振動対策

- ・騒音・振動防止のため、生活道路への大型車両の通行についての配慮
- ・低騒音・低振動型機械の使用、業務用車両の整備点検

■悪臭の防止

- ・浄化槽の適正な維持管理による悪臭発生防止



快適環境

■緑化の推進

- ・街路樹、公園・緑地の保全への参加、協力
- ・市街地や地域での緑化の推進（屋上緑化、壁面緑化、街路樹など）

■道路・交通環境の整備

- ・駐輪場・駐車場の確保
- ・景観に配慮した沿道緑化の推進
- ・歩行者の安全を脅かす放置自転車対策の推進
- ・道路整備、駐車場整備、歩道整備・改修、交差点の改良などの推進
- ・道路環境整備における体制づくり

■自動車交通量の削減

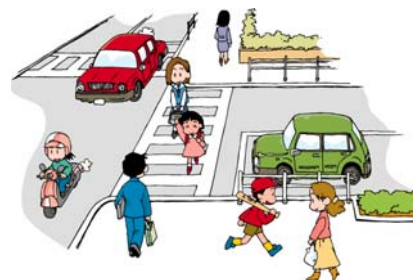
- ・輸配送の効率化の推進
- ・物流団地などでの物流の共同化の実施
- ・総合交通体系の整備

■高齢者・障害者などに配慮した施設の整備

- ・安全で快適な歩行空間とルートの整備など、バリアフリー化の推進

■防犯体制の確立

- ・街路灯の設置



(3) 住宅系整備事業

住宅は、市民の安定した暮らしを支える基盤施設です。住宅地の造成事業などは、まとまりをもった面的な開発、土地の改変となるため、周辺環境との整合や環境への配慮が特に求められます。

住宅系整備事業は、具体的には、既成市街地の再開発事業、区画整理事業、住宅地の造成事業、個人住宅の建設などとしてします。

生活環境

■生活排水対策

- ・公共下水道の整備後のすみやかな接続
- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
- ・浄化槽の適正な維持管理

■地下水汚染の防止

- ・地盤沈下を防ぐために、井戸の設置規制、揚水規制の順守

■近隣騒音・振動対策

- ・低騒音・低振動型の洗濯機やエアコンなどの購入

■有害物質対策

- ・健康に影響を及ぼす恐れのない食品、薬品、資材の使用

■ごみの発生抑制

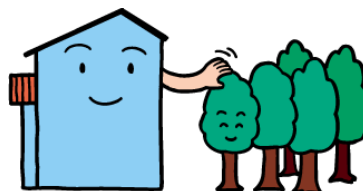
- ・使い捨て製品の製造・販売の自粛、耐久性のある製品・資材の使用

■再生利用(リサイクル)の推進

- ・ごみの分別化の徹底、資源化システムの整備

■ごみの適正処理・処分の促進

- ・廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の適正処理
- ・建設リサイクル法、容器包装リサイクル法の順守



快適環境

■環境に配慮した景観の保全・創出

- ・景観に関する条例などを順守・徹底
- ・広告宣伝看板を設置時の周辺景観への配慮

■良好な都市景観の保全・創出

- ・開発行為などにおいて、まちなみや周辺環境と調和した景観形成の推進

■緑化の推進

- ・家の庭、花壇・生垣やベランダなど身近な緑化の推進
- ・市街地や地域での緑化の推進（屋上緑化、壁面緑化、街路樹など）

■高齢者・障害者に配慮した施設の整備

- ・施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入への理解の向上

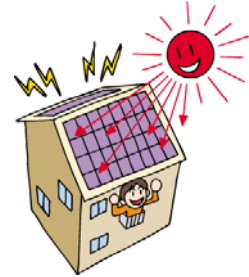
■防災施設などの整備

- ・地震による住宅被害の軽減を図るための耐震診断などの活用



地球環境

- 地球環境保全
 - ・地球環境対策についての情報収集・提供
- 二酸化炭素排出量の削減
 - ・家庭内緑化の推進
- 省エネルギーの推進
 - ・省エネルギー製品の購入
 - ・自然の光や風を取り入れた住宅の検討
- 資源の有効活用
 - ・工事の際の廃材などの有効利用
 - ・再生資源などの環境負荷が少ない製品の使用
- 新エネルギーの活用
 - ・家庭用ソーラーパネル、太陽光発電装置、風力発電装置、コージェネレーション機器の設置
- 地産地消の推進
 - ・地場産木材や木工製品の率先した使用



(4) 公園等整備事業

公園・緑地は、住民の憩いの場、子どもの遊び場などとして日常生活において快適性を向上させる施設である一方、災害時の避難、広々とした空間として都市に欠かせない基盤施設です。自然公園は、野生生物の生息環境として重要な役割を果たしており、整備にあたっては、自然環境への配慮が求められます。

本市には自然豊かな瀬戸内海国立公園の一部である筆影山、竜王山、鳴滝山や、竹林寺用倉、仏通寺御調八幡宮といった県立自然公園があり、この周辺の開発にあたっては、特段の環境への配慮が求められます。都市公園の1人当たりの面積は県の平均の10.4㎡に対し、本市は5.16㎡であり整備が遅れています。したがって、都市公園の整備を進めるとともに、整備にあたっては、利用者の視点に立った整備が求められます。

公園等整備事業は、具体的には、自然公園、都市公園、緩衝緑地、街路樹、ポケットパーク*などの整備事業とします。

快適環境

- 公園・緑地の整備
 - ・地域のニーズを盛り込んだ公園の整備、改修
 - ・ごみのない憩いの場である公園・緑地の整備の推進
 - ・生態系に配慮した緑豊かな公園の整備の推進
 - ・緑地を十分確保した工場・事業所計画の検討
- 緑化の推進
 - ・市街地や地域での緑化の推進（屋上緑化、壁面緑化、街路樹など）
 - ・公園の緑化・清掃、管理などを行うボランティア活動の支援
- 自然環境の活用・整備
 - ・自然とふれあえる場の整備（自然公園、野外レクリエーション施設、親水公園など）



(5) 河川改修等治水事業

河川は、単に治水・利水の機能だけでなく、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間を生かした、うるおいのある生活環境の舞台や地域の文化を育む場としての役割が求められています。洪水・土砂災害に対する安全性の確保を基本としつつ、生物の多様な生息・生育の場の確保が求められます。また、地域の意向を反映した個性ある川づくりが求められています。

河川改修等治水事業は、具体的には、河川改修事業、堤防整備事業、地震・高潮対策事業、低地対策事業、河川環境整備事業、河川維持修繕事業、河川工作物関連応急対策事業などします。

自然環境

■河川や小川など水辺の保全・再生

- ・河川改修などを行う際は、自然にやさしい体系的整備や、自然材料の使用を推進

■生態系の保全

- ・自然や生態系に配慮した事業の推進

(6) 水道・下水道等整備事業

水道は、快適な市民生活に欠かすことができない基盤施設で、安全でおいしい水の安定供給や水道取水源周辺における雨水などのかん養、保水への配慮が求められます。

公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽などは、快適な生活の確保と公共用水域の水質保全に欠かさない基盤施設です。公共下水道は、生活環境の改善、浸水の防除、河川などの公共用水域の水質保全という役割を担っています。本市の平成18(2006)年度の下水道処理人口普及率は26.0%で、県全体65.2%と比較して整備が遅れています。また、生活排水処理率についても、平成18(2006)年度は45.5%で、県全体72.6%と比較して整備が遅れています。したがって、公共下水道などの生活排水処理施設の整備促進が求められています。

水道整備事業は、具体的には、水道水源水質保全、水道整備などとし、下水道等整備事業は、具体的には、公共下水道、し尿処理、合併処理浄化槽などの整備事業、合併処理浄化槽への転換、公共下水道接続啓発などの事業とします。

生活環境

■生活排水対策

- ・集落排水処理施設の整備
- ・浄化槽の適正な維持管理
- ・合併処理浄化槽の整備促進のための補助

快適環境

■水道整備の推進

- ・水道整備事業の推進
- ・水道普及率が低い久井・大和地域の簡易水道整備の推進

■生活排水処理施設整備の推進

- ・下水道の整備を行い、下水道処理区域内における水洗化率の向上
- ・集落排水処理施設の整備
- ・下水道高度処理施設の導入

(7) 建築物整備事業

事業者が建設する工場・事業所は、経済活動を行っていく上で必要不可欠です。また行政が建設する公共建築物は、市民の生活、文化、教育、コミュニケーションなどのための基盤施設となります。

工場・事業所、公共建築物の建設にあたっては、積極的に環境対策を取り入れていくことが求められます。特に、節水、節電などの省資源・省エネルギーに配慮するとともに、建物自体が周辺環境の景観などに及ぼす影響に対する配慮が求められます。

建築物整備事業は、具体的には、工場・事業所、公民館、学校、保育園、文化施設などの整備事業とします。

自然環境

■山林、里地里山の保全・再生

- ・間伐材などの有効利用の推進

■水資源の確保と適正利用

- ・工場・事業所排水、雨水などの有効利用
- ・雨水の地下浸透の機能がある透水性舗装の利用
- ・地下水の適正利用



生活環境

■工場・事業所排出ガス対策

- ・排出ガスの適正処理や発生抑制、排出基準の順守
- ・建設作業時における大気汚染の防止に配慮した低公害型建設機械の使用
- ・散水や覆いの活用などによる粉じんの発生・飛散の防止

■生活排水対策

- ・下水道処理区域内における水洗化率の向上
- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
- ・浄化槽の適正な維持管理

■工場・事業所排水対策

- ・工場・事業所排水の適正処理、排水基準の順守

■地下水汚染の防止

- ・工場・事業所からの排水や家畜ふん尿などの地下浸透の防止
- ・地盤沈下を防ぐために、井戸の設置規制、揚水規制の順守
- ・地下水汚染の未然防止

■工場・事業所騒音・振動対策

- ・事業活動に伴い発生する騒音・振動の規制基準の順守
- ・低騒音・低振動型機械の使用、業務用車両の整備点検
- ・近隣住民の生活時間帯での作業の実施



生活環境

■悪臭の防止

- ・工場・事業所における悪臭発生対策
- ・浄化槽の適正な維持管理による悪臭発生防止
- ・飲食店などにおける排気方式による悪臭発生防止

■有害物質対策

- ・野外焼却や不適正な焼却行為禁止の徹底
- ・一般廃棄物、産業廃棄物の適正な管理の実施

■ごみの発生抑制

- ・使い捨て製品の製造・販売の自粛，耐久性のある製品・資材の使用

■再生利用(リサイクル)の推進

- ・ごみの分別化の徹底，資源化システムの整備

■ごみの適正処理・処分の促進

- ・廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の適正処理
- ・建設リサイクル法，容器包装リサイクル法の順守



快適環境

■環境に配慮した景観の保全・創出

- ・景観に関する条例などを順守・徹底
- ・広告宣伝看板を設置する時は周辺景観への配慮
- ・周辺景観との調和に配慮したまちづくりの推進

■緑化の推進

- ・工場・事業所の敷地内，屋上の緑化の推進
- ・市街地や地域での緑化の推進（屋上緑化，壁面緑化，街路樹など）

■高齢者・障害者に配慮した施設の整備

- ・店舗や事業所などの施設にユニバーサルデザインの導入

■防犯体制の確立

- ・事業所周辺における防犯対策の推進

■防災施設などの整備

- ・工場・事業所などにおける危険物，毒劇物を適正な保管・管理
- ・公園・緑地など避難所としてのオープンスペースの確保
- ・避難所となる公共施設について，計画的に補強などの措置



地球環境

■地球環境保全

- ・地球環境対策についての情報収集・提供

■二酸化炭素排出量の削減

- ・緑化の推進（森林管理，屋上緑化を含む）
- ・効率のよい運行ルート，物流拠点の整備，物品の一括購入など，物流の合理化の推進

■省エネルギーの推進

- ・省エネルギー対策についての情報収集・提供
- ・省エネルギー型の施設建設の推進

■資源の有効活用

- ・工事の際の廃材などの有効活用
- ・再生資源などの環境負荷が少ない製品の使用

■新エネルギーの活用

- ・工場・事業所，公共施設への新エネルギーの導入
（太陽光，風力，ごみ発電，余熱廃熱利用，バイオマスなど）

■地産地消の推進

- ・地場産木材や木工製品の率先使用の推進

